



Title	「帯広の森」：市民参加による都市近郊林造成の意義
Author(s)	神沼, 公三郎; KANUMA, Kinzaburo; 小鹿, 勝利 他
Citation	北海道大学農学部 演習林研究報告, 57(1), 1-26
Issue Date	2000-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/21459
Type	departmental bulletin paper
File Information	57(1)_P1-26.pdf



「帯広の森」—市民参加による 都市近郊林造成の意義

神沼公三郎¹ 小鹿 勝利²

“Obihiro Forest”; Establishment of a Suburban Forest through Public Participation

by

Kinzaburo KANUMA¹ and Katsutoshi KOSHIKA²

要 旨

帯広市の市街地郊外に広がる「帯広の森」の造成経過を振り返り、都市近郊林を造成、保全することの意義を考察した。「帯広の森」は1975年以降、帯広市民が毎年、植栽し、育ててきた森林である。全面積は400haあまり、そのうち植栽された面積は112haで、すでに予定面積の9割以上に植栽している。この都市近郊林の特徴は第一に、帯広市が購入した広大な面積の農地に植栽した人工林である。第二に、帯広市当局の積極的関与と、特に初期のころのリーダーシップが無視できないとはいえ、徹底した市民運動、市民参加により植栽、育成されてきた森林である。第三に、市民参加にあたり、森林造成に十勝地方の文化を象徴せしめようとする理念が提唱され、それが市民運動に内部化されて、運動の継続、発展のエネルギーになってきたことである。市民運動の発展による理念の具体化は、都市林・都市近郊林の保全問題一般にも通じる要素であり、また地域振興においても重視されるべき視点である。「帯広の森」はあと数年で植栽が終了し、その後は保育・管理だけが残されるが、この森林を半永久的に育んでいくため、市民運動の新たな担い手の確保と新しい理念の創造が求められている。

キーワード：「帯広の森」、都市近郊林、市民参加、理念、森林文化

1999年8月31日受理。 Received August 31, 1999.

1：北海道大学農学部附属演習林

The Experimental Forest, Faculty of Agriculture, Hokkaido University

2：北海道大学大学院農学研究科環境資源学専攻

Division of Environmental Resources, Graduate School of Agriculture, Hokkaido University

目 次

1. はじめに
2. 「帯広の森」に着手する経緯
 - (1) 帯広市の意欲と帯広市議会の対応
 - (2) 市民運動の台頭と前進
3. 「帯広の森」と都市計画行政
4. 「帯広の森」の造成経過
 - (1) 「帯広の森」の具体的計画
 - (2) 用地取得の経過
 - (3) 市民植樹祭の経過
 - (4) 市民育樹祭の経過
 - (5) 市民運動の広がり
5. 新しい「帯広の森」計画書
6. 市民運動の到達点
7. 今後の課題—むすびにかえて

Summary

1. はじめに

わが国において都市林ないし都市近郊林¹⁾の問題を体系的に考察した代表的な研究として、竹中譲と白井彦衛の労作を挙げることが出来る。1972(昭和47)年に出版された『都市林』のなかで竹中は、わが国の都市林保全に関する政策史の展開を整理し、かつ1970年代初頭までの政策の特徴と問題点を簡潔にまとめている^{2,3)}。また、1980(昭和55)年に公表された白井彦衛の論文「都市の緑地保全思潮に関する研究」⁴⁾は、まず緑地保全に関する思想史を欧米諸国の事例にまで立ち入って検討し、そしてわが国における制度史の変遷と政策の特徴を詳しく考察した上で、さらに今後の展望を与えている。白井の論文は、1980年当時までの諸研究のなかでは恐らく群を抜いて体系的な叙述である。

都市林保全に関するこれらの代表的論文が発表された背景には、わが国経済の高度成長によって多くの人口が農山村から都市へ移動し、都市が急激に膨張した情勢の変化がある。都市の膨張は決して秩序だて行われるのではなく、無秩序に、いわゆるスプロール(sprawl, 不規則に広がる)現象の形で行われる。このスプロール現象はしばしば都市内やその周辺にある森林を犠牲にして実現される場合が多いため、都市計画行政のうえで、あるいは森林の保全を求める市民の要求として、いかにして都市

林・都市近郊林を保全するののかという課題が大きくなってくる。上述の竹中論文、白井論文は、このような都市林・都市近郊林の社会的危機について問題を整理したもので、制度の枠組みの検討を中心に、どのようにすれば開発の手から都市林・都市近郊林を保全できるののかという、いわば既存の森林の防衛方策を命題にしたものだった。

その後、1980年代から1990年代にかけて都市のスプロール膨張は止むことなく続き、都市林・都市近郊林の保全問題は重大な社会問題に発展したが、同時にそれを保全するため自治体の政策や市民運動の発展により、あるいは自治体当局と市民運動が協力して力量を発揮する形で、注目すべき事例が全国に生まれるようになった。1990年代初頭の時点に立ってこのような事例を紹介し、また都市林・都市近郊林の問題点をさまざまな角度から分析したものとして奥住侑司 編著『日本の大都市近郊林—歴史と展望—』を挙げることが出来る⁵⁾。同書で紹介されている事例は、時に市民運動の力の結集を含めて、都市林・都市近郊林の保全のために各地域がそれぞれ独自の地域システムを構築しながら、創意と工夫に満ちた取り組みを推進している事実を示している。これは、さきの竹中論文、白井論文の当時に比べて自治体レベルの政策が一面では格段に発展したことを意味している。

ところで本稿で取り扱う「帯広の森」は、1973

(昭和48)年から開始した土地取得が現在、約330ha(予定面積の9割以上)、また1975年から開始した人工植栽も112ha(同9割以上)にそれぞれ達している都市近郊林であるが、『日本の大都市近郊林』のケース・スタディーと比較して次のような特徴を持っている。第一に、『日本の大都市近郊林』のなかには森林を造成した事例も取り上げられているが、その事例も含めて基本的には既存の森林の保全(防衛)ないしは再生に力点が置かれている。これに対して「帯広の森」は、帯広市が市街地周辺に広がる農地を計画的に購入し、その農地に植栽して今日に至っているものであり、ほとんど無立木地であったところに広大な森林を造成した点が特徴である⁶⁾。第二に、「帯広の森」造成は徹底した市民運動、市民参加により継続されてきた。もちろん帯広市当局の常に積極的な関与と、また特に初期のころの強力なリーダーシップを軽視することは出来ないが、徹底した市民参加がなければ今日の「帯広の森」の姿はあり得なかったであろう。第三に、その市民参加の精神的原動力として位置づけられるのが、市民運動内部における森林造成の理念である。帯広市が十勝地方の中心であることから、「帯広の森」造成を十勝文化の創造と特色づけて運動に取り組んできた。この理念の定式化とその顕彰そして継続がなければ、市民運動の存続はあり得なかっただろう。

もちろん土地価格が相対的に安価であるため、帯広市による「帯広の森」用地の購入が比較的、容易だった点は事実であるが、そのような利点を差し引いても、上記三点の特徴が希薄化されるわけではない。とりわけ第二、第三の点は、『日本の大都市近郊林』の事例には見られない「帯広の森」に固有の特徴であるといつてよい。だがこれを、単に固有の特徴として片づけるべきではないと考える。森林創造に地域の文化を体現せしめようとする理念に裏づけられた市民運動の存続という意味で、「帯広の森」は都市林・都市近郊林一般の造成、保全、あるいはさらに森林一般の保全にも相つうじる問題を提起しているのではないだろうか。本稿はこうした問題意識に立ちながら「帯広の森」の全体像を明らかにして、その意義と普遍性を考えてみようとするものである。

(注)

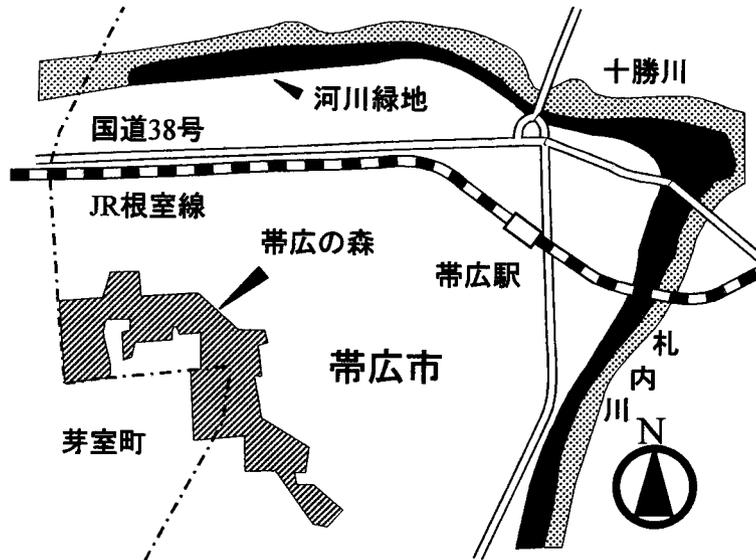
1) 都市計画行政における都市計画決定の公園分類

では、「緑地」を構成するのは「緩衝緑地」、「都市林」、「広場公園」、「都市緑地」、「緑道」であると定められている(後掲第1表参照)が、都市近郊林という概念はない。都市計画行政のうえでは、都市のなかにあっても都市の周囲にあっても一括して「都市林」と称されると理解してよいであろう。本稿では便宜上、都市のなかにある森林を都市林、都市の周囲にある森林を都市近郊林と呼ぶことにする。「帯広の森」は都市の周囲に位置するので都市近郊林である。

- 2) 竹中譲(1972)「日本の都市林」, 林業経営研究所『都市林』pp296, 141-196ページ, 農林出版(株)。
- 3) 竹中譲(1972)「制度上の諸問題」, 同上『都市林』, 259-272ページ。
- 4) 白井彦衛(1980)「都市の緑地保全思潮に関する研究」, 千葉大学園芸学部学術報告, 第28号pp135。
- 5) 奥住脩司 編著(1995)『日本の大都市近郊林—歴史と展望—』301pp, 日本林業調査会。
- 6) 森林でなかった場所に広大な森林を造成した事例として、明治神宮の森がよく取り上げられる。明治天皇の死去ののち、1915(大正4)年に植栽開始、1920(大正9)年に植栽完了、翌1921年に追加植栽が完了した明治神宮は、境内総面積が約72haである。その面積のおよそ5分の1がすでに森林だったので、残りの約55haに人工植栽して、今日見られる森林状態を造成したわけである。森林でない場所に広大な森林を造成した点で、単に面積的な意味合いだけならば「帯広の森」と明治神宮の森を比較することが可能かもしれない。しかし「帯広の森」は市民運動により造成され、他方、明治神宮の森は天皇制を崇め奉る国家的意図のもとに造成されたのであって、当然にも両者の性格は根本的に異なっている。明治神宮の森については松井光瑤・内田方彬・谷本丈夫・北村昌美 共著(1992)『大都会に造られた森—明治神宮の森に学ぶ—』(pp143, (社)農山漁村文化協会)参照。

2. 「帯広の森」に着手する経緯

1975(昭和50)年から植栽が開始された「帯広の森」(第1図参照)の経過については、その20周



第1図 「帯広の森」位置図

年を記念して「帯広の森20周年記念実行委員会 20年史編纂委員会」が1995（平成7）年3月に「帯広の森—私たちと帯広の森づくり—」を出版している。255ページから成る大作で、さまざまな側面を持つ「帯広の森」の全経過を縦横無尽に語り、整理し、そして今後の課題をまとめている。本稿は、歴史的経過に関する叙述の多くをこの「帯広の森」に依拠している¹⁾。また本稿執筆者の一人小鹿勝利は、1996（平成8）年時点で「帯広の森」の経過と基本的特徴及び今後の展望をまとめている²⁾が、本稿はこの小鹿論文にも拠っている。

(1) 帯広市の意欲と帯広市議会の対応

「帯広の森」構想は当初、帯広市当局の手によって推進された。第5代帯広市長・吉村博³⁾のもとで1959（昭和34）年2月に最初の「帯広市総合計画」が立案され、それが1960（昭和35）年から1970（昭和45）年まで実施されたが、この「帯広市総合計画」の主要テーマに「近代的田園都市構想」が位置づけられた。吉村市長は、かつてイギリスで提唱された「田園都市」思想に基づいて「近代的田園都市構想」を固めたといわれている。まずイギリスの「田園都市」思想を振り返ってみよう。

「田園都市」思想は、イギリスのエベネーザー・ハワード（Ebenezer Howard）が1898（明治31）年

に『明日—真の改革にいたる平和な道』を著し、ついで1902（明治35）年にそれをわずかに改訂して『明日の田園都市』という題名で出版したのが嚆矢である⁴⁾。ハワードは国民の生活空間を〈都市〉、〈農村〉、〈都市・農村〉の3つの磁石に例えている。そして〈都市〉と〈農村〉はそれぞれ利点と不利な点を持っているが、これが〈都市・農村〉として融合すれば、〈都市・農村〉の利点はそれぞれの不利な点を解放することができる⁵⁾、と主張する。「〈都市〉磁石も〈農村〉磁石もいずれも自然の全計画と目的を表現するものではない。人間社会と自然の美しさが共に享受されるように工夫されなければならない。二つの磁石は一つにならなければならない。男と女が異なる資性と能力によってたがいに補っているように、都市と農村も補完しなければならない。』⁶⁾として、「都市と農村は結婚しなければならない。そしてこの楽しい結合から、新しい希望と新しい生活と新しい文明が生まれてくるであろう。」⁷⁾と説く。

だがこの古典的名著で、ハワードが田園都市の概念やその空間的、場所的な広がりやの定義をどのように規定しているかという点、必ずしも明確ではない。むしろこの『明日の田園都市』に所収のルイス・マンフォード（Lewis Mumford）とフレデリック・J・オスボーン（Frederick J. Osborn）の文章によってそれを知ることが出来る。マンフォードは、「ハ

ワードが必要としたことは・・・都市と農村の結婚であり、農村にある心身の健康と活動性と、都市の知識と都市の技術的の便益と政治的協同との結婚であった。この結婚の手段が「田園都市」であった。」⁸⁾と理解して、「結婚」のための具体的措置としては、「都市の欠くことのできない部分として、農業のために使用される永久空地帯を設置すること、この空地を都市の内からのあるいは周界における規制されない都市発展の侵入から、都市の物理的広がりを制限するために使用すること、自治体自身により都市地所のすべてを永久に所有し統御し、個人へは借地の方法によりそれを処置すること、その地域に当初計画された員数に人口を制限すること、・・・」⁹⁾などであると解説する。またオスボーンも、1919(大正8)年にイギリスの田園都市—都市計画協会がワードと協議して採用した田園都市の定義は次のとおりであると紹介している。「〈田園都市〉は健康的な生活と産業のために設計された町である。その規模は社会生活を十二分に営むことができる大きさであるが、しかし大きすぎることなく、村落地帯で取り囲まれ、その土地はすべて公的所有であるか、もしくはそのコミュニティに委託されるものである。」¹⁰⁾

ワードの先駆的研究のうえにマンフォードとオスボーンの理解が重ねられて、田園都市の概念は明確化されたといえる。都市の周囲に、都市の膨張を制限する一定の緑地帯を設ける旨の具体的な姿がここにイメージされるのである。さきの『帯広の森』は、ワードの理論を踏まえるだけでは吉村市長の提唱した「近代的田園都市構想」に結びつかなかったが、マンフォードとオスボーンの理解を付加することによって「近代的田園都市構想」における都市規模の限定という狙いがはっきり読みとれるとしている¹¹⁾。都市規模の限定とは、「帯広市総合計画」の進行過程で明確になる帯広市の人口20万人限度論である。

さて、「帯広市総合計画」は「近代的田園都市構想」の内容を次のように述べている。「帯広・十勝の資源を最高度に活用して産業を振興し、経済の規模を拡大発展させ、市民所得水準を向上させることによって市民生活の安定と福祉の増進をはかることを主眼にしている。こうして明るく豊かな住み良い帯広—近代的田園都市—の建設をはかるとともに、これと一体的な関係にある十勝地域ならびに補

強的な関係にある道東地域の発展に寄与しようとするものである。」そして都市計画における土地利用計画のなかで「都市計画用途地域の周辺部に緑地帯を指定するとともに、帯広川畔の風致地区を存置するようにはかる。」¹²⁾として、市街地の北側に位置する十勝川、東側に位置する札内川の両河川敷の他に、南西側一帯にも農地を含む緑地の指定を方向づけている。「総合計画」はこのように「近代的田園都市構想」を打ち出して、緑地により都市の規模を制限する意味合いをにじませているが、しかしまだ「帯広の森」構想を明確な形で打ち出したわけではない。この段階はいわば「帯広の森」構想の胚胎期であったといえる。

1969(昭和44)年にオーストリアのウィーンを訪れた吉村市長は、ウィーンの森の優美さとそのスケール、市街地の西方に広がる配置などに心を打たれ、一気に「帯広の森」構想へと突き進むことになった。他方、「近代的田園都市構想」にふさわしい人口として20万人限度論が論議されるようになっていたが、1970(昭和45)年に帯広市の人口が13万人¹³⁾を越えて人口限度への接近が意識されるに至った情勢との関連から、「第2期帯広市総合計画」では「近代的田園都市構想」を実現させるための具体的な手だてを盛り込む必要性が感じられるようになった。

1970(昭和45)年5月に市民代表30名により「帯広市第2期総合計画策定審議会」が発足したが、帯広市はこの「審議会」に対して「帯広の森」構想を提示し、ここに初めて同構想が登場した。そして同「審議会」のなかで議論され、1970年11月に決定された「帯広の森と街を創るグリーンプラン」は、市街地南西部に広大な「帯広の森」を造成する計画を明記した。「グリーンプラン」は「帯広の森」造成計画を「近代的田園都市構想」の中軸に位置づけ、その計画全面積を686haとすること、用地は1985(昭和60)年までに購入予定であること、「帯広の森」を帯広市の将来人口20万人を規制する位置に造成することなどを述べている¹⁴⁾。

同「審議会」は「グリーンプラン」を含む「帯広市第2期総合計画案」を策定し、ついでその「計画案」が1971(昭和46)年3月の市議会で承認された。ここに同年から1980(昭和55)年までの「帯広市第2期総合計画」がスタートすることになり¹⁵⁾、こうして「第2期総合計画」において「帯広の森」

は吉村市長の「近代的田園都市構想」を実現する中軸的役割を担い、将来の人口規模20万人を規制する手段としての意義が与えられたのである。

だが「第2期総合計画」は承認されたものの、その具体化である「帯広の森」の事業計画決定にはさらに数年を経なければならなかった。1972（昭和47）年、1973年の市議会ではさきの「グリーンプラン」と20万人都市論との関係、用地買収の可能性、財政見直しなどの諸問題が議論され、慎重論、反対論が相次いで、なかなか議論は前進しなかった。そこで吉村市長は市議会に対し、特別委員会を設置して十分に検討するよう申し入れ、1973（昭和48）年5月、市議会内に「帯広の森調査特別委員会」が設置された。そして「調査特別委員会」は14回にわたり会議を開催したが、その最終段階の同年11月、「帯広の森」造成事業計画を賛成7、反対5の僅差で可決し、同月に市議会本会議も賛成18、反対15とこれまた僅差で可決した。難産の末ここようやく「帯広の森」は、事業計画開始つまり用地取得に着手できることとなったのである。なお吉村市長は「調査特別委員会」のなかで質問に答えて、取得予定農地のうち問題のある部分は除外するとし、「帯広の森」の計画用地を400haあまりに縮小することを表明している¹⁶⁾。

「帯広の森調査特別委員会」の議論の席上で吉村市長は、「帯広の森の造成計画の推進については、明年「帯広の森造成審議会」あるいは「緑化審議会」を設置し、多くの市民の参加を願った中で討議し、これを反映させていきたい。」¹⁷⁾と抱負を表明した。その経緯に基づき、名称が「帯広市緑化審議会」と決定された組織が1974（昭和49）年12月に誕生した。委員は学識経験者、市民団体役員、各種公的組織役員など各界、各層の市民18名で構成された。「帯広市緑化審議会」の目的は、「市長の諮問に応じて、緑化の推進、緑地の保全、公園緑地計画等につき必要な調査審議を行い、市長に答申する。」¹⁸⁾とされている。発足した「緑化審議会」に対しては審議対象とせず「帯広の森」造成計画を諮問するはずだったが、まだ用地買収に着手したばかりで、造成計画を討議する段階ではなかったため、「緑化審議会」はしばらくのあいだ中央公園問題（後述）やその他の緑化問題を審議、答申することとなった。そして1981（昭和56）年11月26日になって初めて「帯広の森造成計画について」答申した（同日諮問、同

日答申）。「帯広の森調査特別委員会」の議論に端を発して誕生した「緑化審議会」は現在も継続して活動している組織であり、市長の諮問に応じて帯広市の緑化問題を審議し、答申している。

(2) 市民運動の台頭と前進

「帯広の森」を市民運動により推進する主体として1974（昭和49）年5月に「帯広の森市民協議会」が結成されるが、その前史として帯広にはすでに緑化、健康などを考えるいくつかの市民団体が存立していた。それらは「野草園運営委員会」であり、「帯広を緑と花で美しくする実行委員会」であり、「生命と健康、緑と水、空気を守り明るいマチをつくる市民会議」、「チーム・グローバル・アーバン」などであった。これらのうち「生命と健康、・・・」は1971（昭和46）年7月に十勝自然保護協会の設立へと再編された。「チーム・グローバル・アーバン」¹⁹⁾は東京などでの大学生活を終えた団塊の世代・帯広出身者を中心に構成された、街づくりの理想を追求する団体であるが、その後、組織名を一度、二度、変更し、またメンバーを入れ替えながら、現在も街づくりの集団として活動している。この「チーム・グローバル・アーバン」のメンバーは「帯広の森」を市民運動として推進する中心メンバーになり、今日も継続してその市民運動を担っている。

これら既成の市民団体のうち「帯広を緑と花で美しくする実行委員会」など7団体により、1974（昭和49）年2月に「帯広の森を語る市民のつどい世話人会」が結成され、3月には「帯広の森市民協議会」の創設を前提とした準備会に発展した（26団体35名出席）。この「準備会」は同年5月の第2回会議の席上で「帯広の森市民協議会」の設立総会に切り替わることになり、ここに「帯広の森市民協議会」が発足した（25団体33名出席）。「帯広の森」造成に着手する離陸段階で、市民運動の組織化が一気に高揚したわけである。さきの「チーム・グローバル・アーバン」はこの設立総会から参加し、かつ帯広市社会教育委員の若手有志とともに「帯広の森市民協議会」の事務局を担当することになった。

時を同じくして1974（昭和49）年4月に第6代市長に就任した田本憲吾は、前帯広市都市計画委員会委員長として「帯広の森」推進に関わっており、そのような立場を踏まえて「帯広の森市民協議会」の設立総会に出席して、「帯広の森」構想を「市民

運動として発展させてほしい。市としても協議会とのタイアップを具体化する。」²⁰⁾と基本的態度を表明して、吉村前市長の政策を踏襲する意志を示した。また設立総会では「市民協議会」の性格を「市の下請けでなく、あくまでも自主的市民運動」²¹⁾と位置づけ、基本方針として個人加入が原則、帯広に限らず広く会員を募集し、帯広だけの運動にとどまらないようにするなどの諸点を確認した。

「帯広の森市民協議会」はすぐさま会員300名余、事務局員14名の組織に成長するとともに、「帯広の森」づくりに向けた運動のみならず、その他の街づくりに関する討論会なども積極的に主催して、幅広い市民運動を誕生させることとなった。まず1974(昭和49)年8月17日に、田本市長をはじめ帯広市当局者、市民から選ばれた7人の質問者、傍聴者約50人により「帯広の森模擬議会」を開催した。ついで1974年11月、1975(昭和50)年1月、2月の3回に渡り「中央公園シンポジウム」を開催した。帯広市の中心街にある帯広小学校の移転跡地を「中央公園」にすることはすでに決定していたが、このシンポジウムは市街地中心部に位置する「中央公園」の位置づけ、その目的、内容、利用方法などについて市の担当者と市民のあいだで議論を行ったものである。また1976年1月、2月、4月の3回、「十勝鉄道シンポジウム」を開催した。1910(大正9)年に営業開始した十勝鉄道(愛称トテッポ)は、1977(昭和52)年にその歴史的使命を終了するが、それに先立ち十勝鉄道の歴史的意義を顕彰し、細長い鉄道敷地(通称トテッポ通り)を帯広の新しい街づくりに活用するため、市民的議論を行ったものである。

「帯広の森市民協議会」はこれらの市民的討議を主催して、街づくり、森づくりに関する市民の意識高揚に幅広い啓蒙成果を挙げる一方、実行委員会方式により運営された「帯広の森」第1回市民植樹祭(1975(昭和50)年6月)では帯広市とともに中心的役割を果たした。その後、「帯広の森」づくりの市民運動が定着したことを確認してその活動を停止したが、「市民協議会」の理念と運動論は「帯広の森市民植樹祭実行委員会」、「同市民育樹祭実行委員会」に継承されている。「帯広の森」の経緯は、その当初は帯広市当局なканずく吉村市長のリーダーシップによって推進されたが、「市民協議会」のこのように広い視野に立った運動と、それゆえにまた「帯広の森」造成にかける強い意欲によって、リー

ダーシップは急激に行政当局から市民運動の側に転換していくこととなった。

(注)

- 1) 帯広の森20周年記念実行委員会 20年史編纂委員会(1995)『帯広の森—私たちと帯広の森づくり—』pp255。
- 2) 小鹿勝利(1996)「帯広の森」, 林野庁造林保全課『多様化森林造成技術開発調査(平成7年度調査報告書)』pp298, 187-202ページ。
- 3) 「帯広の森」以降の帯広市長は次のとおり。
第5代市長・吉村博:1955(昭和30)年8月—1974(昭和49)年3月
第6代市長・田本憲吾:1974年4月—1990(平成2)年3月
第7代市長・高橋幹夫:1990年4月—1998(平成10)年3月
第8代市長・砂川敏文:1998年4月—現在
- 4) E・ハワード著, 長素連訳(1968)『明日の田園都市』(pp276, 鹿島研究所出版会)におけるF・J・オスボーンの「序言」(p11-p44, 11ページ)。この本の原題名は“Garden Cities of To-morrow”である。この長素連の日本語訳(1968(昭和43)年版)の英語版は1965年版であり、オスボーンの「序言」はその前の英語版1945(昭和20)年版のために書かれたものである。なお白井彦衛によると、ハワードのこの著書は執筆から9年後にわが国に紹介された。しかし田園都市思想は田園都市運動にまでは広がらず、むしろ第2次大戦後になってからわが国で大いに注目され、大規模な新都市の計画に際して適当か否かを問わず、その思想の一部が採り入れられた。ただしイギリスとわが国では当然にも国情が違うので、理念としては共鳴が得られても、制度上採用できない部分が多いのが実情だったという(白井彦衛(1980)「都市の緑地保全思潮に関する研究」, 千葉大学園芸学部学術報告, 第28号 pp135, 10ページ)。
- 5) 同『明日の田園都市』, 79ページ。
- 6) 同, 83ページ。
- 7) 同, 84ページ。
- 8) L・マンフォード「田園都市理念と現代の計画」, 同『明日の田園都市』所収(p45—p67, 55ページ)。このマンフォードの文章もオスボー

- ンの「序言」と同じく、英語版1945年版のために書かれたものである。
- 9) 同, 57ページ。このマンフォードの文章とオスポーンの「序言」(注10))にみられるように、ハワードの「田園都市」思想における土地所有構造が公的所有を中心に置くものである限り、ハワードの思想はわが国では理念として共鳴が得られても、制度上は採用できなかったという白井の指摘(注4))は当然であろう。
 - 10) 前掲オスポーン「序言」, 39-40ページ。
 - 11) 前掲1), 31ページ。
 - 12) 前掲1), 30ページ。
 - 13) ちなみに帯広市の人口の推移は1960(昭和35)年100,915人, 1970(昭和45)年131,568人, 1980(昭和55)年153,861人, 1990(平成2)年167,384人, 1998(平成10)年174,458人である(帯広市「北海道おびひろ 1999年 資料編」)。
 - 14) この「グリーンプラン」は近隣自治体との関連では, 1973(昭和48)年に北海道住宅都市部と帯広圏広域都市計画協議会による「グリーンプラン 1973-帯広圏緑化推進対策調査報告書」として報告され, その後, 帯広圏(帯広市, 音更町, 芽室町, 幕別町)の緑化施策大綱となった(前掲1), 33ページ)。
 - 15) 「第3期帯広市総合計画」は1981年-1990年, 「第4期帯広市総合計画」は1991年-2000年である。
 - 16) なお第6代帯広市長・田本憲吾は, 1989(平成元)年4月2日に東京で開催された日本林学会第100回大会記念行事のパネルディスカッションに話題提供者の一人として招かれ, 「帯広の森」の初期のころを回想して次のように発言している。「帯広は, 十勝川と札内川に挟まれるデルタ地域にあり, 合流点を起点に半径6.5kmの円をかくと, ちょうど扇を開いたような形になる都市です。そこを幅500メートル, 延長15キロぐらいの, 700ヘクタールの緑地でまちを包もうではないかというのが当初の基本構想でした。ところが議会にはなかなか理解されず, 402.5ヘクタール分だけが昭和48年12月(11月・・・引用者)に承認されました。このとき, 私は教育委員をクビになったのですが, そのくらいまちでは議論を呼んだのです。ところが49年に前の市長がお辞めになるということで, 急きょ私が市長候補に推され, ...市長になっ

たのです。市長になると『帯広の森』構想に反対だった方々が与党になりましたが, 『帯広の森構想はやめなさい』ということでした。しかし, これをやめたのでは, 哲学というほどのものではないが, まちづくりの基本を失ってしまいますから, 曲げずに今日までやらせていただいています。」(日本林学会(1989)『日本林学会第100回大会記念 都市と森林-森林と人間との共存の道を求めて-』pp111, 44-45ページ。)この記念行事では, 第一部で木村尚三郎と下河辺淳が記念講演を行い, 第二部では田本市長ら6人の話題提供者によるパネルディスカッションが行われた。

- 17) 前掲1), 50ページ。
- 18) 1974(昭和49)年7月1日施行「帯広市緑化推進条例」第2条(前掲1), 51ページ。
- 19) 「チーム・グローバル・アーバン」の名前は, 「チームとは主体意志の集合体であり, グローバル・アーバンとは, 宇宙の, そして地球に存在している都市-帯広-という気宇で名づけたものである。」(山田英和「TRY TREE」, 前掲1), 167ページ)。
- 20) 前掲1), 56ページ。
- 21) 前掲1), 56ページ。

3. 「帯広の森」と都市計画行政

「帯広の森」の整備は, 制度的には当初より都市計画法及び都市公園法という都市計画行政の枠組みを得て推進されてきた。都市計画法により都市計画区域における都市施設の一つに定められ, さらに都市公園法の事業に位置づけられた。後者の法律の枠組みを得たことにより, 帯広市は用地購入費を中心に国から補助金を交付されて今日に至っているが, 「帯広の森」の歴史を制度面から見る場合, この点の比重は大きい。本章ではまず, これらの都市計画行政のアウトラインを概観しておこう。

都市計画法(1968(昭和43)年6月, 法律第100号)は第11条第1項で11種類の「都市施設」を定めているが, 同第1項第2号でそのうちの一つとして「公園, 緑地, 広場, 墓園その他の公共空地」を明記している。そして同法施行規則(1969(昭和44)年8月, 建設省令第49号)第7条第1項第5号で「公園」の種別を「公園の種別 街区公園, 近隣公園,

第1表 都市計画決定の公園と都市公園等

都市計画決定の公園分類			都市公園等の種類	
都市施設名	種	別	中 分 類	小 分 類
公 園	街 区	公 園	基 幹 公 園	街 区 公 園
〃	近 隣	公 園		近 隣 公 園
〃	地 区	公 園		地 区 公 園 (特定地区公園)
公 園	総 合	公 園	大 規 模 公 園	総 合 公 園
〃	運 動	公 園		運 動 公 園
公 園	広 域	公 園	国 営 公 園	広 域 公 園
〃	〃	〃		レクリエーション都市
公 園	風 致	公 園	特 殊 公 園	風 致 公 園
〃	動 植 物	公 園		動 植 物 公 園
〃	歴 史	公 園		歴 史 公 園
〃	そ の 他 特 殊	公 園		そ の 他 特 殊 公 園
墓 園	墓	園	緩 衝 緑 地 等	墓 園
緑 地	緩 衝	緑 地		緩 衝 緑 地
	都 市	林 園	都 市 林 園	
	広 場	公 園	広 場 公 園	
	都 市	緑 地	都 市 緑 地	
	緑	道	緑 道	

注1) 北海道建設部公園下水道課 監修 (1999) 『平成11年度 公園緑地事業実務要領』14ページより。

地区公園、総合公園、運動公園、広域公園又は特殊公園の別」と定めている。以上の法律、法施行規則の種別を合わせたものが都市計画決定の公園分類（都市計画公園）を構成し、第1表の左側「都市計画決定の公園分類」となる。

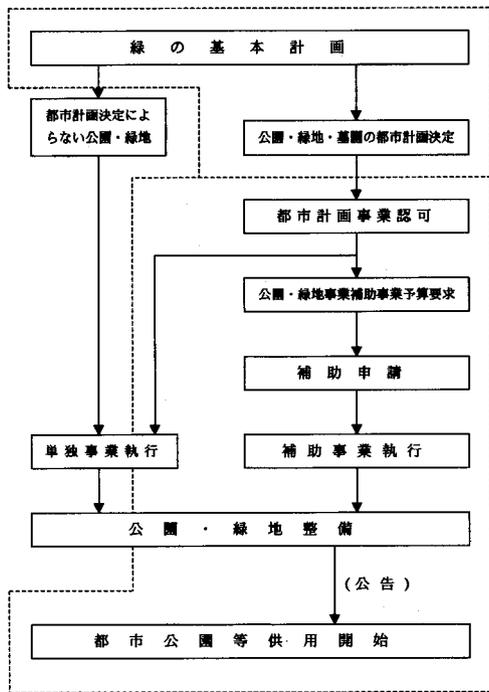
「帯広の森」は当初より、都市計画公園のうち「総合公園」で計画決定されているが、その根拠は、建設省都市局長通達（「都市計画法の施行について」、1969年9月）における「総合公園 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園」である。

都市計画公園の決定は、都市計画法第18条第1項に基づき知事が行う¹⁾。当該市町村による発議から市町村と都道府県の協議、都道府県による素案の作成、広告・縦覧、都市計画地方審議会（都道府県レベル）審議、大臣認可申請、大臣認可などかなり数多い手続きを経て知事による都市計画決定まで、少なくとも半年ないしはそれ以上の日数がかかる。

知事により都市計画公園の決定が行われると、次は都市計画法第59条第1項に基づいて、やはり知事により都市計画公園の事業認可が行われる。ついで都市公園法（1956（昭和31）年4月、法律第79号）の枠組みに移り、同法第2条に基づき都市公園の分

類が、同法施行令（1956年9月、政令第290号）第2条第1,2項に基づき都市公園の配置が決定され、また同法第19条に基づき国が費用の一部を補助することが、さらに同法施行令第25条に基づき補助率（用地は3分の1補助、施設は2分の1補助）と補助対象施設が決定される。そのうえで補助事業の執行、都市公園の整備が行われ、そして都市公園として供用が開始されるに当たり都市公園の開設告示が行われる。

都市計画法による都市計画公園の決定から都市公園法による都市公園等²⁾の供用開始までのフローを示したのが、第2図である。同図の最上段に位置する「緑の基本計画」は、1994（平成6）年6月の都市緑地保全法改正により、市町村は緑の基本計画を定めることが出来る（同法第2条の2）、とされたことに基づいている。「緑の基本計画」は従来の「緑のマスタープラン」（1977（昭和52）年4月）と都市緑化推進計画（建設事務次官通達「都市緑化推進計画について」、1985（昭和60）年5月）を統合するもので、すでに策定済みの「緑のマスタープラン」を見直す時に「緑の基本計画」へ移行する方針が提起されている³⁾。1999（平成11）年8月時点で北海道内において「緑の基本計画」を策定したのは旭川市、女満別町、札幌市の3市町である。ちなみに帯広圏



第2図 公園・緑地整備のフロー

注1) 北海道建設部公園下水道課 監修(1999)『平成11年度 公園緑地事業実務要領』7ページより。

(帯広市, 音更町, 芽室町, 幕別町)は1983(昭和58)年4月に「緑のマスタープラン」を策定し, 他方, 都市緑化推進計画は策定していないが, いずれにしても「緑の基本計画」策定は今後の課題である。

なお第2図に示すとおり, 都市計画決定によらないで, つまり市町村が単独で公園を整備し, それを都市公園として供用するのは制度上, 可能である。また都市公園法では, 都市公園は都市計画法における都市計画公園の計画決定を受けなければならないとは規定されていないが, 実際の運用では都市計画公園の計画決定を受けたものが都市公園法の事業対象になっている。

さきの第1表(右側)が都市公園等の種類である。左側の「都市計画決定の公園分類」とおおむね対応している。「帯広の森」はやはり「総合公園」であるが, ここでの「総合公園」の定義は「都市住民全般の休息, 鑑賞, 散歩, 遊戯, 運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たりの面積10~50haを標準として配置する」⁴⁾と規定されている。さきの都市計画公園における「総合公園」の定義とはほぼ同一であるが, 標準面積は「帯広の森」よりもかなり小さい。恐らく「帯広の森」は, 都市公園等の「総合公園」のなかでは例外的に大きな面積であろう。

以上のような都市計画法の運用(都市計画公園の決定, 都市計画公園の事業認可), 都市公園法の運用のうち, 「帯広の森」について都市計画法に基づく計画決定面積と事業認可面積の推移を示したのが第2表である。都市計画公園の決定面積は, 国や北海道の所有地(河川敷地, 道道用地など)も含まれた「帯広の森」計画上の全面積である。他方, 事業認可面積は国や北海道の所有地が除かれている。さらに, 帯広市が北海道に認可申請するとき, 用地の

第2表 帯広圏都市計画公園決定および帯広圏都市計画公園事業認可の推移

年月日	帯広圏都市計画公園決定 (変更計画決定)	帯広圏都市計画公園事業認可 (認可変更)
1974. 2.12	決 定 334.6ha	
1974. 2.26		認 可 233.0ha
1974.12.20		認 可 変 更 307.3ha
1977.10. 5	変更計画決定 402.2ha	
1978. 2.17		認 可 374.9ha
1983. 2. 3	変更計画決定 402.5ha	
1983. 3. 8		認 可 368.3ha
1993. 3. 5	変更計画決定 405.6ha	
1993. 3.31		認 可 331.1ha

注1) 帯広の森20周年記念実行委員会(1995)『帯広の森—私たちと帯広の森づくり—』176-183ページより。

- 2) 都市計画公園決定は都市計画法第18条第1項による知事決定。
- 3) 都市計画公園事業認可は都市計画法第59条第1項による知事認可。
- 4) 帯広圏は帯広市, 音更町, 芽室町, 幕別町の1市3町から成る。

取得が後年度になると予想される土地面積を除いて申請するので、この部分も当然、認可面積には含まれない。また、北海道知事による事業認可にあたっては、河川改修工事などが行われていると、その関連面積も認可されない。1974（昭和49）年2月の事業認可のさい帯広川で工事が行われていたが、12月にはその河川工事が完了して、当初に認可申請した全面積が認可された⁵⁾。

いずれにしても「帯広の森」は、こうして都市計画行政の枠組みを得て推進されてきた。そのため後に見るように、特に用地取得に関して都市計画行政の補助金を獲得したことが、「帯広の森」の計画を推進せしめる要因になったのであるが、しかしトップダウン形式に国の政策を導入し、国の政策に誘導されるままに「帯広の森」計画を推進したのではない。むしろ「帯広の森」を推進させるための支援制度として国の政策を導入したというべきで、帯広市が主体的に、いわばボトムアップ的に国の政策を獲得したのである⁶⁾。

（注）

- 1) 都市計画公園のうち40ha以上のものは知事が決定するが、それ以下のものは市町村長が決定する。
- 2) 都市公園等の意味は、都市公園等整備緊急措置法（1972（昭和47）年6月、法律第67号）第2条で次のように定義されている。第一は、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園。第二は、国及び地方公共団体以外の者が設置する都市計画施設である公園または緑地で、政府関係機関または地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係るもの。第三は、特定地区公園（社）北海道土木協会 発行、北海道建設部公園下水道課 監修（1999）『平成11年度 公園緑地事業実務要領』pp307, 14ページ）。
- 3) 前掲2) 27ページ。
- 4) 同上, 18ページ。
- 5) 帯広市公園と花の課資料より。
- 6) 1979（昭和54）年5月の「帯広の森」第5回市民植樹祭の日に開催された「帯広の森ティーチイン」で、提言者の一人はトップダウン型で国の政策が導入されることを次のように懸念している。「・・・都市公園という形で森づくりをすると、行政ベースで進み全国と同じ公園づく

りになる。十勝の風土に適した、十勝らしい独自のものを市民が参加してつくるべき。・・・」（帯広の森20周年記念実行委員会 20年史編集委員会（1995）『帯広の森—私たちと帯広の森づくり—』pp255, 117ページ）誠に鋭い問題提起である。なお吉村市長は市長就任後、数年たった1962（昭和37）年より経済企画庁、北海道開発庁、科学技術庁、農林省、建設省、国鉄の若手官僚と「帯広研究会」という研究会を組織し、折に触れて勉強会を開催していた（同『帯広の森』, 32ページ）が、ボトムアップ的に国の政策を導入するに当たり、このような研究会の積み重ねも功を奏したと推察される。

4. 「帯広の森」の造成経過

(1) 「帯広の森」の具体的計画

1973（昭和48）年11月に帯広市議会が「帯広の森」造成事業計画を議決したことにより予算執行が可能となり、都市計画行政の枠組みを活用して早速、同年から用地の購入（後段、参照）が開始された。それとともに帯広市はコンサルタント会社に「帯広の森」造成計画の設計を依頼して、同社から1975（昭和50）年3月に「帯広の森造成計画書」を受領した¹⁾。

「造成計画書」はまず、「帯広の森」造成に関して帯広市当局の積極的姿勢が大切であるとともに、市民参加が必要であると強調する。「帯広の森」が帯広市民のみならず十勝の住民の森であるべきことから、市民参加にあたっては帯広市民だけでなく帯広以外からの参加も重視する。今後の長い年月、あらゆる面から市民参加なくして「帯広の森」は完成しないとして、森林や施設の名称を市民によって命名すること、森林の造成に市民が参加すべきことなどを説く。そして「帯広の森」の立地条件の特徴としては地形が平坦で変化に乏しいこと、ほとんどが農耕跡地の無立木地であること、気象条件のうえから森林の人為的造成が困難な地域であること、造成対象地が分散、分断されていてまとまりにくい配置であること、を指摘する。そのうえで、森林造成の技術的特徴としては、十勝地方では落葉広葉樹の造林経験が少ないこと、樹種の選択に出来るだけ郷土樹種を使用するが、生育可能な外国樹種や北海道以外の樹種も含めること、植栽後15-20年間ぐらい

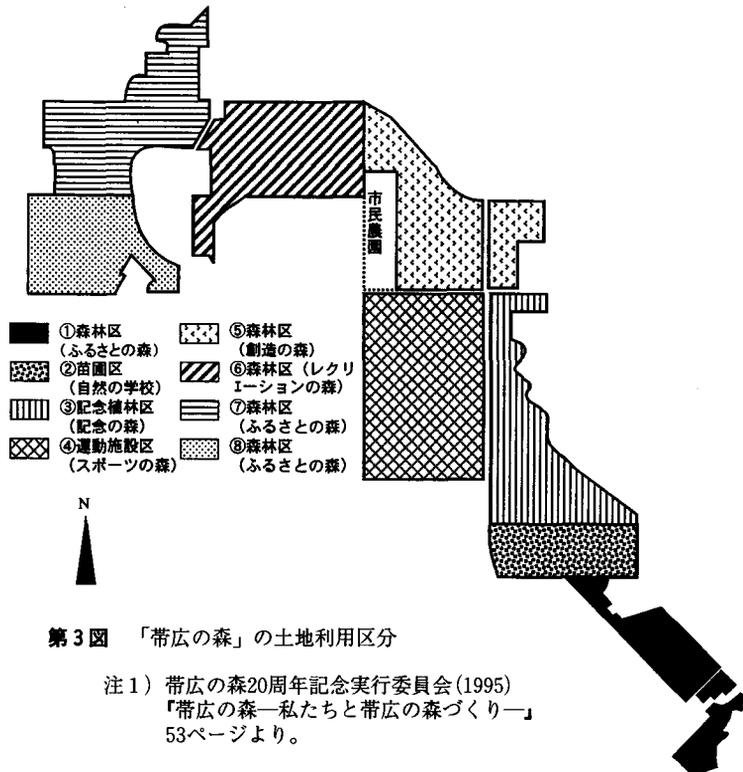
は保育が必要であること、40-50年後ぐらいで森林の形態をやっと整えると思われること、などを指摘している。

だがこの「造成計画書」はいくつかの点で問題を含んでいたといわなければならない。気象条件の技術的克服に消極的であり、そのせいもあって郷土樹種とくに広葉樹の意義をそれほど高く評価せず外国樹種や非郷土樹種の導入を推奨したこと、明言はしていないが、針葉樹の導入にかなり力点を置いたと受け取れることなどである。「造成計画書」より17年のちの1992(平成4)年に策定された「帯広の森林活用計画書」が「帯広の森」の初期を振り返って、樹種選定や苗木調達の問題などを客観的に総括しているのとは対照的である²⁾。「造成計画書」の持つこれらの問題点は、1970年代中盤の時期における林業技術の情勢の時代的制約を反映していたというべきで、この方針の修正はその後の時間の経過と市民運動の発展を待たなければならなかった。

それでも「造成計画書」は、市民参加の意義を市民運動の論理に内部化できるほど十分な理論ではなかったが、超長期にわたる「帯広の森」の造成は

市民参加なくしてあり得ないと、とにかく市民参加の必要性を高く評価している。市民参加という言葉自体がポピュラーではなかったこの時期にしては、時代先取りの卓見だったといえよう。

「造成計画書」は「帯広の森」を12ブロックに分けるとしていたが、国民体育大会(1989(平成元)年1月の第44回国民体育大会冬季大会)の誘致をきっかけに、市内に点在するスポーツ施設を「帯広の森」内の1カ所に集中する案が別途、浮上して、1977(昭和52)年に「帯広の森」の施設配置を大幅に見直すこととなった。そのため帯広市が芽室町拓北地区の農地を購入して「帯広の森」の一部に追加編入する修正が行われ、同年の帯広圏都市計画公園変更計画決定に至った。これが現在に至る「帯広の森」造成計画のおおよその全貌であり、森を8ブロックに分けることになっている。さらに1981(昭和56)年には「帯広市緑化審議会」の答申(第2章に記述)に基づき、「帯広の森」の約80%を森林区、約20%を施設区にする方針も追加された。1977年の見直し及び1981年の答申に基づく「帯広の森」の現状を示したのが第3図であるが、8ブロックをそれぞれ説



明しておこう³⁾。

①森林区「ふるさとの森」26.4ha

1975（昭和50）年6月1日に「第1回市民植樹祭」が行われた場所。十勝地方の原植生であるカシワ、ミズナラを主に、湿地部分にはハンノキ等を植栽して、余暇を楽しみ、ふるさとの自然に親しむことの出来る森林を造成。将来、森が豊かになれば、帯広市の花であるクロユリやスズランの観賞、山菜取りなども可能。パークゴルフ場が設置されている。

②苗圃区「自然の学校」25.1ha

現在は苗畑として使用しているが、将来、苗木養成の必要がなくなったときは北方圏の樹種を主体にした樹木見本林として整備する。また花や紅葉の美しい樹種を植栽し、訪れる市民が季節感を楽しめる場所とする。サクラ、ナナカマド、ヤマモミジなど花、紅葉、果実で彩色効果をねらう樹林とする。また緑化技術センターを設置し、管理・研修センター、自然の学校等の機能を持たせて運営する。パークゴルフ場が設置されている。

③記念植林区「記念の森」57.7ha

1991（平成3）年に「第1回市民育樹祭」が開催された場所。中央部分にはお祭り広場（5ha）を設け、各種イベント会場や市民の憩いの場にする。植栽樹種はエゾマツ、トドマツ、サクラ類、シラカンバ、ナナカマドが中心。パークゴルフ場が設置されている。

④運動施設区「スポーツの森」80.3ha

この施設区は1977（昭和52）年の施設配置計画見直しと帯広圏都市計画公園変更計画決定により「帯広の森」用地に編入されたもので、80.3haのうち70haは帯広市が芽室町拓北地区の農家から農地を購入した。70haの行政区域は現在も芽室町内である。1999（平成11）年現在、陸上競技場、野球場、スピードスケートセンター、アイスアリーナ、体育館、研修センター（レストラン「ばわっく」、宿泊施設）、市民プール、弓道場、アーチェリー場、テニスコートなどが開設され、国内大会、国際大会などが日常的に行われている。すでにほとんどの運動施設が建設済みである。

この施設区面積のうち半分近くはやはり森林である。エゾマツ、トドマツ、ブンゲンストウヒ、ヨーロッパトウヒなど常緑針葉樹が多く植栽され、防風効果が期待されるとともに、体育施設が森に包まれているイメージが演出されている。

⑤森林区「創造の森」42.0ha

この地区には地域交流施設「森の交流館・十勝」とJICA北海道国際センターが建設されている。森林造成は、市街地からの眺望が良いことに配慮して、斜面にはサクラ類、カエデ類、キタコブシ、ナナカマド、カシワ、ミズナラなど彩色効果の高い樹種が植栽されている。また高台部分には運動施設区からの延長で常緑針葉樹が、低地にはハルニレ、ヤチダモ、ハンノキなどが植栽されている。

なおこの施設区に隣接して「帯広の森市民農園」が1992（平成4）年からオープンしている。これは市民農園整備促進法（1990（平成2）年6月、法律第44号）に基づき、農業関係の補助事業で造成されたもので、都市計画公園としての「帯広の森」とは別種の制度に基いているが、野菜づくりに関する意欲と満足の場を市民に提供するとともに、さらに「帯広の森」と一体となって緑の潤いを醸し出す役割りを担っている。「市民農園」内には体験農園、学童農園の他に都市農村交流センター「サラダ館」（レストラン、農産物加工室、研修室など）、温室、ふれあい広場がある。ちなみに体験農園は希望者に土地を貸与するシステムで、1区画33㎡-71㎡、1㎡当たり年間200円、期間は5年以内である。

⑥森林区「レクリエーションの森」69.6ha

この区域内の森林造成は、斜面から高台にかけては⑤森林区と連続性を持たせるために彩色効果の高い樹種を、また低地にはヤチダモ、ハンノキを植栽している。

⑦森林区「ふるさとの森」58.0ha

この区域内を流れる帯広川を境に、その西側は

⑧森林区「ふるさとの森」の高台と一体的に、十勝平野特有のカシワの純林に近い原生自然林の再生を目指す。東側にはハルニレ、ヤチダモ、ハンノキ、ヤナギ類主体の森林を造成。

⑧森林区「ふるさとの森」43.4ha

帯広川の両岸は⑦森林区の帯広川西側地区と同じ。この区域内の帯広川西側はエゾノコリンゴ、オニグルミ、ヤマグワ、コクワ、スモモなどを中心にした果樹林として整備予定。低地はアカエゾマツ、ヤチダモ、ヤナギ類、ドロヤナギなどを植栽。

(2) 用地取得の経過

帯広市による「帯広の森」用地取得（購入）予定面積は当初、芽室町との境界までの帯広市内域だ

けだった⁴⁾。1972(昭和47)年から1973年にかけて帯広市の担当者は帯広市西南域の取得予定地地権者(農家)を足繁く訪問し、取得に同意するよう訴えた。だが、「帯広の森」構想を組み入れた「帯広市第2期総合計画」を1971年3月に承認したが、その後1973年11月まで、その事業計画の承認をめくり決して吉村市政に協力的ではなかった市議会と同様に、地権者のなかにもさまざまな声があって、取得に容易に着手できる状況ではなかった。帯広市の取得方針に反対ないし慎重の態度を示す地権者の場合、祖先と自らの数10年間に及ぶ開拓の苦勞を想い、開拓の成果を手放すことへの反発が強かったといわれている。また取得価格の点で折り合いのつかない地権者もかなりいた。市議会における紛糾と地権者のなかの反対ないし慎重の声は、当然にも相互作用的に連動していた。

それでも1973(昭和48)年11月に市議会で事業計画が承認されて帯広市が予算措置を講じられるようになり、直ちに用地取得が始まった。その経過を示したのが第3表である。取得予定面積は、さきの第2表の都市計画公園決定面積から河川敷地や道道用地など国、北海道の所有地を除外したものである⁵⁾。1977(昭和52)年の施設配置計画見直しによって取得対象になった芽室町拓北地区の用地取得が行われたこともあって、1970年代は比較的順調に進展したものの、1980(昭和55)年ごろから取得予定地の地価が高騰してきた。おりしも取得予定地の近くに市街地が拡大、接近してくる状況になったのである。また一方では帯広市予算における当該予算が縮小され、こうして地価上昇、予算措置縮小の両面から予定地取得は停滞することになった。予定地の取得は当初案よりも遅れ気味であるが、その原因は

第3表 「帯広の森」用地の取得経過

年 度	取得面積(ha)		取得予定面積(ha) (②)	達成率(%) (①/②)	備 考
	各年	累積(①)			
1973 (昭.48)	54.6	54.6	280.6	19.5	
1974	9.1	63.7	〃	22.7	
1975 (昭.50)	21.9	85.6	〃	30.5	
1976	9.5	95.1	〃	33.9	
1977	15.0	110.1	348.2	31.6	予定面積変更67.6ha
1978	29.8	139.9	〃	40.2	
1979	53.1	193.0	〃	55.4	
1980 (昭.55)	2.7	195.7	〃	56.2	
1981	5.2	200.9	〃	57.7	
1982	0.4	201.3	348.9	57.7	予定面積変更0.7ha
1983	1.0	202.3	〃	58.0	
1984	1.3	203.6	〃	58.4	
1985 (昭.60)	17.4	221.0	〃	63.3	
1986	4.6	225.6	〃	64.7	
1987	5.6	231.2	〃	66.3	
1988	1.5	232.7	348.5	66.8	予定面積変更△0.4ha
1989 (平.1)	3.1	235.8	〃	67.7	
1990 (平.2)	5.0	240.8	〃	69.1	
1991	8.2	249.0	〃	71.4	
1992	12.3	261.3	351.6	74.3	予定面積変更3.1ha
1993	15.8	277.1	〃	78.8	
1994	11.4	288.5	〃	82.1	
1995 (平.7)	20.0	308.5	〃	87.7	
1996	1.9	310.4	〃	88.3	
1997	7.2	317.6	〃	90.3	
1998	9.3	326.9	〃	93.0	
1999 (平.11)	1.9	328.8	〃	93.5	取得予定

注1) 1993年度までは帯広の森20周年記念実行委員会(1995)「帯広の森—私たちと帯広の森づくり—」60ページより。

2) 1994年度以降は帯広市公園と花の課 資料より。

1980年代のこうした動きに起因している。ただ1985（昭和55）年度は17.4haで、その前後よりもやや突出しているが、これは帯広市が用地国債⁶12億円を得て用地を取得したことによる。そして1990年代に入って用地取得はふたたび順調に推移し、1998（平成10）年度では予定面積の93.0%に達した。

ところで「帯広の森」は、都市計画行政の枠組みを得たことによって帯広市が国（建設省都市局）から用地取得費を中心とする補助金を受けてきたことはすでに述べたが、用地取得に関する国の補助3分の1を除いた残りの3分の2は帯広市が起債（補助残部分の75%）と一般財源（同25%）で賄ってきた。ちなみに帯広市資料⁷によると、用地取得が開始された1974（昭和49）年度から1997（平成9）年度までの取得費総額はおよそ92.7億円なので、国からの補助金は30.9億円、帯広市独自の財政措置は61.8億円（起債部分46.4億円、一般財源15.4億円）である。また同資料によると、都市計画公園事業認可期間中の1998（平成10）年度から2002（平成14）年度までの用地取得予定費は18億円なので、国の補助金は6億円、帯広市の負担は12億円（起債部分9億円、一般財源3億円）である。そして将来計画として2003（平成15）年度から2010（平成22）年度までの期間に用地を取得して予定面積をすべて完了することになっているが、この期間の取得予定費は19.6億円なので国の補助金6.5億円、帯広市負担13.1億円（起債部分9.8億円、一般財源3.3億円）である。

さらに、運動施設区「スポーツの森」に建設されている運動施設など各種の施設建設にも国の補助金を得ているが、これらについては建設省からの補助金（補助率2分の1）はごくわずかであり、文部省と防衛施設庁の補助金が大部分である⁸）。

（3）市民植樹祭の経過

1975（昭和50）年6月に「帯広の森」第1回市民植樹祭が帯広市と市民の共催で開催されることになり、「帯広の森市民植樹祭実行委員会」が結成された⁹）。実行委員長は「帯広の森市民協議会」代表常任委員、実行委員には「帯広の森市民協議会」、「帯広を緑と花で美しくする実行委員会」など3つの市民団体の会員、事務局長は帯広市都市開発部長、事務局長員は3つの市民団体の20歳台のメンバー及び帯広市の担当課職員¹⁰が就任した。だが1976年の第2回目以降、市民植樹祭は帯広市と「帯広の森市民

植樹祭実行委員会」の共催で行われようになるとともに、さらにこの第2回目は、新たな市民層の参加を募る目的で「帯広の森市民植樹祭推進委員会」を組織して、そのなかに「帯広の森市民植樹祭実行委員会」を位置づけた。そして新たに祭典長を設けて前年度実行委員長がそれに当たり、実行委員長には「帯広を緑と花で美しくする実行委員会」会員、事務局長には「チーム・グローバル・アーバン」会員が就任した。市民植樹祭の後援は最初は国土緑化推進委員会十勝支部だけだったが、第5回目からは帯広営林支局、帯広営林署、十勝支庁が加わった。

こうした組織的盛り上がりによって展開してきた「帯広の森」市民植樹祭の経過を示したのが第4表である。1975（昭和50）年から1999（平成11）年までの25年間、毎年、春に植樹祭を行い、累計112haの用地に204,347本、1年平均8,000本あまりの苗木を植栽した。農地を取得して得た「帯広の森」用地における植栽は、すべてこの市民植樹祭で植栽したものである。この植栽は農地の大部分を占める無立木地で行われたが、ただし取得した農地のなかにはわずかながら屋敷林や耕地防風林があり、それらは伐採しないで「帯広の森」に受け継がれた。耕地防風林は春先に強風に見まわれる十勝地方特有の農業保護・防風対策で、そのほとんどはカラマツ林（人工林）である。

市民植樹祭の参加者数は当初の数年間こそ1,000人内外あるいは3,000人程度だったが、1981（昭和56）年から格段に多くなり、最近では5,000人台で推移している。最近の参加内訳を記しておく、個人参加は1,500人—2,000人ぐらい、残りは団体参加であり、団体数は100前後に達している。また個人参加にせよ団体参加にせよ、結婚、出産、入学、子や孫の誕生、米寿などの個人的メモリアルとして植樹祭に参加する人が少なくない。いずれにしてもこのように数千人の市民が参集すると、駐車場用地だけで数haを確保しなければならない。もちろん「帯広の森」用地内に、である。駐車場は植栽場所の最寄りであればならず、かといって用地取得状況との関連で植栽場所が毎年、連続しているわけではないため、駐車場に使用した数haの土地は「帯広の森」用地のなかにいわば空白場所（ギャップ）として残ることになるので、その有効利用をどうするかは一つの課題である。

「帯広の森」第5回市民植樹祭が開催された1979

第4表 「帯広の森」市民植樹祭の植栽経過

年 度	1975 (昭.50)	1976	1977	1978	1979	1980 (昭.55)	1981	1982	1983	1984	1985 (昭.60)
開 催 月 日	6.1	5.16	5.8	5.14	5.13	5.11	5.24	5.16	5.15	5.13	5.12
面 積 (ha)	8.7	3.4	4.6	5.0	4.3	5.0	5.0	6.7	4.6	4.4	4.4
事 業 費(千円)	0	1,121	710	2,498	4,269	2,800	5,034	8,615	7,010	6,939	6,897
参 加 人 員 (人)	500	1,198	2,004	2,241	3,000	2,461	3,236	6,136	6,000	6,000	7,072
針葉樹 (本)											
トドマツ	1,800	5,778	8,000	3,800						200	500
チョウセンゴヨウ					1,000	800	1,600	2,000	1,300	2,800	2,500
アカエゾマツ		3,869	6,000	1,000					1,000	500	200
ブンゲンストウヒ			660	500					2,000	2,000	1,000
キタゴヨウ								600	500	1,300	
グラウカトウヒ									2,000		
ニオイヒバ							200		500	500	
モンチコラマツ									1,000		
イチイ							300				
ヨーロッパトウヒ									500		
ヨーロッパアカマツ									500		
イチョウ							300				
オウゴンヒバ											200
(13種類)	1,800	9,647	14,660	5,300	1,000	800	2,400	2,600	9,300	7,500	4,200
広葉樹 (本)											
シラカンバ	500		2,000	2,000	1,700	2,900	1,400	400			200
ハルニレ	500				2,300			1,000	500	500	500
エゾヤマザクラ			1,000	490	2,041	2,300	2,050	2,000	400	200	350
ナナカマド		1,650	800	855	1,000	2,000	1,000	2,000	500		500
カシワ								325			1,500
ミズナラ							300				
ヤチダモ											
ヤマハンノキ			550								
イヌエンジュ								600		500	1,000
ハリギリ											
ハシドイ											
トウホクニレ											
イタヤカエデ											
ムラサキハシドイ								500	1,000	300	
ヤマグワ											
アオダモ								815			300
ウダイカンバ								300	800		
エゾムラサキツツジ									1,000		
カツラ	200					50					
ヤナギ類											
ハンノキ											
オニグルミ											
マユミ											
ヤマモミジ								50			
ダケカンバ											
ポプラ類									600		
エゾノコリンゴ											
アキグミ											
キハダ											
セイヨウミザクラ											
ユスラウメ											
ミズキ											
アズキナシ											
トチノキ											
キタコブシ											
ドロヤナギ											
クリ											
(37種類)	1,200	1,650	4,350	3,345	7,041	7,250	6,840	9,400	1,700	1,200	4,350
(合計50種類)	3,000	11,297	19,010	8,645	8,041	8,050	9,240	12,000	11,000	8,700	8,550

注1) 帯広市公園と花の課 資料より。

1986	1987	1988	1989	1990 (平.2)	1991	1992	1993	1994	1995 (平.7)	1996	1997	1998	1999 (平.11)	合 計
5.11	5.17	5.15	5.21	5.13	5.12	5.17	5.16	5.15	5.14	5.12	5.11	5.17	5.10	
4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.0	3.0	3.0	4.5	4.2	5.0	5.0	4.3	4.0	112.1
5,547	5,545	5,555	5,672	6,306	7,229	8,473	7,063	7,051	6,234	5,851	6,671	6,544	6,036	135,670
6,987	6,980	7,040	7,020	7,100	6,050	6,067	5,985	5,950	5,140	5,320	5,280	5,000	5,500	125,267
1,000				500	400	700								22,678
1,000	850	1,000	1,000	500	500		1,000							17,850
	700	1,400	750	200	200		100	100						16,019
1,000	865						500							8,525
360	410													3,170
260	350													2,610
														1,200
														1,000
			150	200	200									850
														500
														500
														300
														200
3,620	3,175	2,400	1,900	1,400	1,300	1,300	1,100							75,402
100			900	1,000	1,000	830	450	760		67	530	632	14	17,383
500		500	1,000	500	1,500	900	500	210	3,135	2,155	310	345	345	17,200
500	500	300	400	400	700	350		480	375	203	545	630	110	16,324
550					500	770		360				510	661	13,656
2,000	825	300	500	1,000	1,000		1,000	700			797	373	1,674	11,994
	500	500				900		3,000	187		1,200	1,410	1,531	9,528
	500	500	850	1,500			500	600	1,470	1,040		200	200	7,360
	1,000	1,000	1,000	1,500			500	650						6,200
500		500	600			700	500	500						5,400
	500	1,000					350		590		400	200		3,040
150			750	500					30	485	40	200	100	2,255
	1,000	1,000												2,000
									20	690	650	300	300	1,960
														1,800
										300	300	300	300	1,200
														1,115
														1,100
							500					150	40	940
									905					905
										300		300	300	900
									282			255	200	737
										350	338			688
			100								460			610
							600							600
						250								850
											100	200	200	500
											230	100	100	430
										300				300
											100	150		250
											100	100	40	240
										150				150
					100									100
														100
														100
														100
												25		25
													5	5
4,300	4,825	5,600	6,100	6,600	4,700	4,700	4,900	7,260	6,994	6,040	6,100	6,380	6,120	128,945
7,920	8,000	8,000	8,000	8,000	6,000	6,000	6,000	7,260	6,994	6,040	6,100	6,380	6,120	204,347

(昭和54)年5月13日、その植樹祭会場で「帯広の森市民植樹祭実行委員会」の主催により「第1回帯広の森ティーチイン」が開催された¹¹⁾。NHKの協力を得て全北海道に生中継されたもので、過去5年間の市民植樹運動を振り返り、これからの森づくりについて市民に問いかけ、かつ市民から新しい意見を聞いてそれを吸収し、運動が惰性に走ることをないようにという趣旨であった。「市民植樹祭実行委員会」の主要メンバーと田本市長ら帯広市幹部が出席したこの会場で、「帯広の森」市民運動の一層の発展と森づくりの多様性を求めて市民から多くの意見、提言が出された。このシンポジウムは、さきの「中央公園シンポジウム」や「十勝鉄道シンポジウム」開催の姿勢に見られた「帯広の森市民協議会」の幅広さを、「帯広の森市民植樹祭実行委員会」が確かに受け継いでいる証左と見てよく、「帯広の森」造成の市民運動をさらに進めるうえで大きなバネになったといわれている。なお会場から、「帯広の森」造成には100年の大計を見通す視点が必要であるという意見が出され、この「ティーチイン」が造成開始後5年目に開催されたことから、いま100分の5であるという表現が使われた。このとき以降、経過時点を意味する呼称として100分の〇〇が一般化した。

「市民植樹祭」の経費は1999(平成11)年までの総計で約1億3,500万円に達した。最近では毎年500万円から700万円ぐらいかかっている。このうち「帯広の森市民植樹祭実行委員会」は10万円から20万円ぐらいたを負担し、残りは帯広市の一般会計と「帯広市帯広の森基金」から支出されている。「市民植樹祭」の所用経費のうちかなりの部分は植栽苗木の購入費である。

ここで「帯広市帯広の森基金」について述べておこう。「帯広の森基金」は1986(昭和61)年4月に設立された¹²⁾。「帯広の森」だけに使用する目的ではないので、本来ならば「緑化基金」とでもいふべきところだが、帯広市の緑化の中心である「帯広の森」の名称を冠することで、緑化に注ぐ帯広市のイメージをより際立たせるねらいが込められている。設立時の目標は2億円だったが、10年あまり経過した1998(平成10)年に目標額を突破した。この「基金」は「帯広市帯広の森基金条例」(1986年4月1日施行)に基づき帯広市長が管理するもので、実際にはその運用の利息分を使用することにしている。「基金」の使用目的は①都市緑化の推進及びこ

れに関連する事業、②緑の保全に関する事業、③都市緑化に関する調査研究及び普及啓蒙に関する事業、④「帯広の森」の用地買収にかかる事業の4つに支出されることになっていて、「帯広の森市民植樹祭」は③のなかの一つの項目に位置づけられている。実際には「帯広の森市民植樹祭」と「同育樹祭」及びその他の緑化事業に使われている。

第4表にみるように、「市民植樹祭」の開始当初は植栽樹種数が少なく、しかも特定の針葉樹に片寄っていたが、その後は樹種を多様にした。1994(平成6)年からは広葉樹だけの植栽にして、その翌年からはしかも樹種構成を一段と多くした。この変化は、後に述べる1994年2月策定の「帯広の森利活用計画書」¹⁾の提言を早速、採り入れたことによるが、その「利活用計画書」の背景には、「帯広の森」に十勝文化の再生を体現せしめようとする市民運動の目的意識の積み重ねがあった。

だが、すでに25年間が経過し、春の行事として完全に定着した「帯広の森市民植樹祭」も、植栽予定地が残り少なくなってきたため、恐らくあと4年ないし5年ぐらいでその幕を閉じることになる。そしてその後は、「帯広の森」の保育、管理の仕事だけになる。

(4) 市民育樹祭の経過

「市民植樹祭」の当初より、植栽した苗木が活着しない場合があり、市民運動の一部からは補植の必要性が叫ばれていた¹³⁾。また最初の「市民植樹祭」から15年が経過するころ、アカエゾマツは立枯れや病気、シラカンバとチョウセンゴヨウは密植による生育不良などが目立つようになった。特にアカエゾマツとシラカンバは1976(昭和51)年から1978年の3年間に植栽した箇所での傾向がひどかった。そのため枝打、除間伐などの保育を実施すべきとの議論が高まってきた。

その結果、「市民植樹祭」15年間の推移のなかで森林づくりの専門家集団がこの市民運動を支援するようになっていた状況もあって、その専門家集団のなかから(株)北海道造園建設業協会十勝支部技術委員会、帯広営林局、帯広営林署、十勝支庁林務課の職員が技術指導者になり、1990(平成2)年10月に「プレ市民育樹祭」が試行された。これには「帯広の森市民植樹祭実行委員会」のメンバーとその家族、「森の少年隊」(後述)などが参加した。参加人数は

70人、育樹本数1,000本、その植栽年次は1976（昭和51）年（第3森林区）、ボランティア参加だったので事業費はゼロである¹⁴⁾。育樹内容は枝打、除間伐、下刈、ゴミ拾いなどである。

翌1991年10月に「帯広の森市民植樹祭実行委員会」と帯広市の共催で「第1回帯広の森市民育樹祭」が挙行され、1992（平成4）年10月の「第2回市民育樹祭」の直前、9月28日に「帯広の森市民育樹祭実行委員会」が結成された。この「第2回」以降、「市民育樹祭実行委員会」方式が継続しているが、これらの経過を示したのが第5表である。「市民育樹祭」の開催時期は10月、参加人数は植樹祭に比較して少なく、当初は数100人、最近数年間はやや多くなって1,000人前後、事業費は数10万円ほどである。「第1回市民育樹祭」では枝打、除間伐、ドングリの播種、ゴミ拾い、除間伐材（幹材）へのキノコ駒菌打ち、同じく除間伐材（幹、枝条）のチップ化とその林内散布などが行われ、これらはその後の「市民育樹祭」でも実施されている。なお、「市民育樹祭」では森林作業に経験のない市民でも安全に作業できるように、除間伐は胸高直径10cm以下の林木を対象にしている。そして毎年、「市民育樹祭」が終了したあとで帯広市は本格的な除間伐、チップ化、後片づけなどを業界に委託している。この委託作業により、除間伐木のうちチップ化できるものはすべてチップにして林内に還元される。

1998（平成10）年秋の「市民育樹祭」ですでに

8回を数え、「市民育樹祭」もすっかり定着した感がある。こうして春は「市民植樹祭」、秋は「市民育樹祭」が帯広市民にとって恒例行事になったのであるが、しかし「市民植樹祭」参加者に比べて「市民育樹祭」のそれは少ない。この理由としてはいくつか考えられる。例えば前者への参加に当たっては、植樹という技術的特質からいって参加者個人が何らかの記念行事的意味あいを付与する場合がけっこう多く、それが参加への強いインパクトになっているのに対して、後者への参加は記念行事的魅力に乏しいことが挙げられる。このような市民側の反応をあらかじめ考慮に入れ、それでも「帯広の森」について保育を実行するべきであり、かつそれを「市民植樹祭」と同じく市民参加方式で実行すべきという問題意識を持って、「プレ育樹祭」実施の年、1990（平成2）年12月に第1回市民環境シンポジウム「これで良いのか帯広の森」が開催された。主催者は「公害対策市民会議」、「緑の十勝会議」及び帯広市の担当部局で、「帯広の森市民植樹祭実行委員会」は前面に出なかったが、「同実行委員会」の事務局長がシンポジウムの提言者の一人になり、市民運動レベルでの保育作業の意義と必要性を提唱した。シンポジウムの参加者が70人ととどまったとはいえ、人工植栽した森林に対する合理的保育作業の必要性は参加者の大部分から同意と共感を得た。このシンポジウムの内容的成功が翌年からの「市民育樹祭」開催につながったのである。

第5表 「帯広の森」市民育樹祭の経過

年月日	1991 (平. 3) 10.20	1992 10.18	1993 (平. 5) 10.17	1994 10.16	1995 10.15	1996 10.13	1997 10.12	1998 (平. 10) 10.25	合計
対象面積(ha)	3.00	3.00	4.00	4.30	3.50	5.00	4.60	7.00	34.40
対象本数(本)	11,250	15,683	7,500	8,050	5,800	8,050	11,000	12,100	79,433
除間伐本数(本)	5,600	4,100	1,300	3,200	2,900	4,000	3,300	3,700	28,100
残存本数(本)	5,650	11,583	6,200	4,850	2,900	4,050	7,700	8,400	51,333
事業費(千円)	514	1,120	1,060	1,069	512	408	326	388	5,397
参加人員(人)	442	599	638	766	769	1,065	1,072	1,099	6,450
団体参加	20	27	26	31	31	36	35	38	244
個人参加	383	543	572	703	727	1,039	1,038	1,082	6,087
対象森林区	第3森林区	第3森林区	第3森林区	第3森林区	第3森林区	第3森林区	第6森林区	第3森林区	
植栽年	1976	1976	1978	1979	1982	1980	1983	1982	
	1977	1977						1984	
			1978						

注1) 帯広市公園と花の課 資料より。

2) 事業費についてはこの表の数値の他に、1991年2,575千円、1992年3,039千円、1993年—1996年各年とも3,090千円、1997年3,150千円、1998年3,139千円、計24,263千円が業界に業務委託費として支出されている。

(5) 市民運動の広がり

「帯広の森」の市民運動としての広がりをさらにいくつか見ておこう。その第一は「森の少年隊」創設である¹⁵⁾。「帯広の森」造成開始とともに、この事業を一層、特色ある市民運動の場とするため、また将来、「帯広の森」を有効に利用する市民層を育成するための計画が帯広市企画課を中心に立案された。その計画を受けて市教育委員会社会教育指導室は、次代を担う少年が森づくりを通じて自然に親しみ、健全な肉体と人格を形成することを目的にして各方面に働きかけ、1977（昭和52）年5月7日に「森の少年隊」が結成された。対象は小学校5年生と6年生で、初年度は58人が入隊し、翌日の5月8日に早速「帯広の森第3回市民植樹祭」に参加した。「森の少年隊」は今日も存続しているが、隊員数はその後、毎年コンスタントに50人前後を維持している。活動内容は「市民植樹祭」と「市民育樹祭」への参加、自然環境になじみ、学習し、あるいは自然環境を保全する各種の行事、スポーツ・レクリエーションなど多岐に渡っている。「森の少年隊」の活動は各方面から評価され、いくつかの表彰を受けている。その主要なものを記すと、次のとおりである。1984（昭和59）年7月「第1回帯広市都市景観活動賞」、1986（昭和61）年10月建設大臣より「都市緑化及び都市公園保全美化運動における都市公園功労賞」、1990（平成2）年7月北海道開発局長より「治水功労賞」、1991（平成3）年10月樹木原営林事業財団表彰、1993（平成5）年8月第11回前田一步園賞。

第二は、1981（昭和56）年の第7回「市民植樹祭」から「大分市緑の親善訪問団」が参加するようになったことである¹⁶⁾。帯広市と大分市は1966（昭和46）年に空港姉妹都市を締結して交流を開始したが、その後、大分空港が国東半島の武蔵町に移転したため、両市の交流は中断していた。だが1981年3月に帯広空港が完全ジェット化されたのを機に交流が復活し、そして早速、同年の「第7回市民植樹祭」に「緑の親善訪問団」を迎えることになった。この年以降、毎年「緑の親善訪問団」を迎えているが、訪問団員数はいつも40数人から60数人に達している。

第三は、「帯広の森」の各施設を利用した各種のイベントが毎年、次々と開催されていることである。スポーツ・レクリエーションは市民レベルの行事から全国大会、国際大会まで行われる。文化行事

では1983（昭和58）年より「帯広の森ブルーグラスコンサート」が実行委員会形式で開催されている。その他、森を利用した音楽、デザイン、動植物観察などの催しが行われ、また市民が個人的に「帯広の森」を楽しむ姿も目立つ。

とにかくこうして「帯広の森」を育成してきた成果に対して、いくつかの表彰を受けている。1982（昭和57）年10月「緑の都市賞」建設大臣賞を受賞、1984（昭和59）年5月「緑化推進運動功労者」内閣総理大臣表彰、同年6月「帯広の森市民植樹祭実行委員会」に対して第2回朝日森林文化賞、1993（平成5）年10月「都市景観大賞」建設大臣賞など。

第四は、市民運動そのものではないが、「帯広の森」が市民運動として発展するのに大きな役割を担ったマスコミの存在である。特に帯広市内に本社を置く地元紙は「帯広の森」の準備段階から注目し、「帯広の森」の取り組み状況、市民運動の広がり、「帯広の森」に関連する市政の動向などを時には客観的に、時には批判的に報道し続けた。「市民植樹祭実行委員会」の中心メンバーは、情報を市民に伝えるさいのマスコミの威力をあらためて回想し、地元マスコミの長期的、継続的な報道がなければ市民運動の盛り上がりはずっと低かっただろうと述べている。

(注)

- 1) 帯広の森20周年記念実行委員会 20年史編纂委員会（1995）『帯広の森—私たちと帯広の森づくり—』pp255, 40-43ページ。ちなみにこの「帯広の森造成計画書」はコンサルタント会社代表・牧野道幸の名前をとって牧野案と呼ばれている。
- 2) 特に樹種選択の経過を説明するくだりで、「造成計画書」と「利活用計画書」のあいだには大きな隔りがある。「利活用計画書」の述べる経過のほうが客観性があると思われるが、「利活用計画書」については後述する。なお、筆者らが当時の関係者にインタビューしたところによると、「帯広の森」の当初に針葉樹の植栽が多いのは、当時の林業情勢のもとでは針葉樹の苗木が入手しやすく、広葉樹の苗木は入手が難しかったという。この談話は「利活用計画書」の指摘と符合する。また1979（昭和54）年から植栽し始めたチョウセンゴヨウについては、エゾリスとチョウセンゴヨウとの緊密な関係を利

用して、エゾリスの生息、繁殖を期待したとのことである。

- 3) 同1) 52-54ページ。
- 4) 同1) 58-59ページ。
- 5) 帯広市公園と花の課 資料より。
- 6) 国が国債発行で得た財政12億円を帯広市に貸与したもので、帯広市は4年間で国に返済しなければならないが、返済金の30%-40%が後年度、地方交付税に組み込まれて帯広市に交付される。帯広市からみれば事実上、都市計画行政における用地取得の国庫補助システム（3分の1補助）と同じであるといえる。
- 7) 帯広市公園と花の課 資料（1998）「市民参加の森づくり」。ちなみに1997（平成9）年度までの既取得用地面積は317.6ha（第3表）なので、平均単価は1ha当たり2,919万円である。1998（平成10）年度から2002（平成14）年度までの期間は取得予定面積18ha、同1億円、2003（平成15）年度から2010（平成22）年度までの期間は取得予定面積15.8ha、同1億2,415万円である。公園と花の課によれば、今後の取得予定地は地価が高いとのことである。
- 8) 陸上協議場、スピードスケート場、体育館、アイスアリーナ、野球場、市民プール、テニスコートなど各種の運動施設の建設に要した事業費は1997年度までの実績で106.6億円、1998年度以降2002年度までの見込みで13.5億円、2003年度以降2010年度までの見込みで28.5億円である（前掲7）資料より）。これらの施設建設にかかる補助率は、文部省の場合20%-30%、防衛施設庁は50%である。
- 9) 前掲1), 57ページ。なお「帯広の森市民植樹祭実行委員会」は「帯広の森市民協議会」の組織的發展形態であるといえよう。事実、この両組織の中心人物の一人である山田英和は、「帯広の森市民植樹祭実行委員会」設立の趣旨は、「帯広の森市民協議会」よりも「目的をはっきりと打ちだした組織体として行動する」ことであったと述懐している（前掲1), 169ページ）。
- 10) 「帯広の森」を担当する帯広市の当該セクションは、1970（昭和45）年4月に発足した「公園緑地課」がしばらく分掌したのち、1992（平成4）年4月に「公園緑地課」が「みどりと花の課」（1係）と「公園課」（2係）に分課して、「公

園課」の「みどりと花の係」が「帯広の森」を受け継いだ。そして1997（平成9）年4月に「みどりと花の課」と「公園課」はふたたび合体して「公園と花の課」に再編成され、それ以降「公園と花の課」が担当している。

- 11) 前掲1), 116-117ページ。
- 12) 前掲1), 144-145ページ。
- 13) 前掲1), 130-131ページ。
- 14) 「プレ市民育樹祭」が実施された年（1990（平成2）年）の4月に高橋幹夫が第7代帯広市長に当選し、田本憲吾と交代した。高橋市長は「帯広の森育樹祭」とともにその市長職務が始まったわけである。
- 15) 前掲1), 88-95ページ。
- 16) 前掲1), 62ページ。

5. 新しい「帯広の森」計画書

「帯広の森」の造成計画は1975（昭和50）年3月の「帯広の森造成計画書」、1977（昭和52）年の「帯広の森」施設配置見直し及び1981（昭和56）年の「帯広市緑化審議会」答申に基づいて具体的に進展してきたが、「帯広の森市民育樹祭」が開始されたのちの1992（平成4）年から新しい計画書作成に向けた作業が開始された。まず「市民植樹祭実行委員会事務局」、(社)北海道造園建設業協会十勝支部技術委員会などが集まり、コンサルタント会社の協力を得て、1992（平成4）年7月に「'92帯広の森市民集団」の名前で「帯広の森」の将来方向に関するレポートを作成し、帯広市に提出した。このレポートを受けて帯広市は同じコンサルタント会社に、「帯広の森」の現状分析と問題点の抽出、今後の利活用計画などの取りまとめを依頼した。その報告書「帯広の森利活用計画書」が帯広市に提出され、帯広市はそれを1994（平成6）年2月に新しい計画書として確定した。これが「帯広の森」の現在の計画書である¹⁾。

「帯広の森利活用計画書」はその目的を、「造成が始まってから現在までの20年の経過を振り返り、森の現在の姿を分析し、「帯広の森造成計画書」の主旨を生かして、今後の森の方向性を示していくとするもの」と述べている。「利活用計画書」は「帯広の森」の理念を「自然と人間の共生」、「地域自立の象徴」、「森は歴史的、文化的、自然的存在」の3点に求める。「地域自立の象徴」理念については、「帯

広の森は市民ぐるみの運動として創りあげていくことによって、市民の誇りとなり、自立の象徴となる」と説明し、また「森は歴史的、文化的、自然的存在」という理念については、「帯広の森は、都市の求めてきた快適性、合理性という価値、また農村の求めてきた生産性、効率性という価値の接点にあって、精神性、象徴性、永続性という価値を持つ、歴史的、文化的、自然的存在である」と解説する。

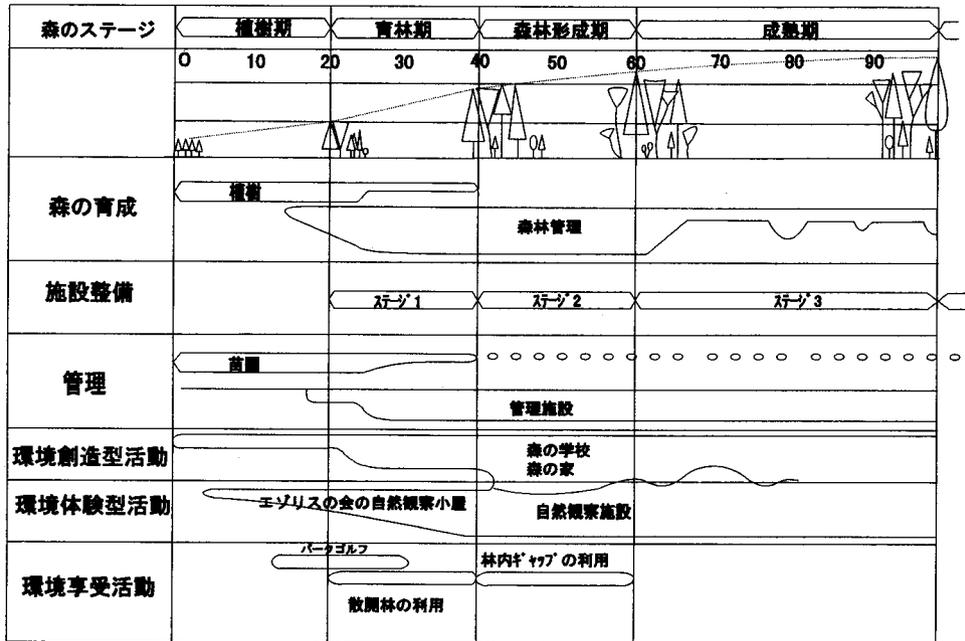
そして「帯広の森」の現状を次のように指摘する。植栽後5年までは1年間に2-3回の下刈が行われているが、それ以降は放置されている。「市民植樹祭」の初期に植栽されたエリアは植栽密度が高い。そのため、特に針葉樹は樹冠が完全にうっ閉して林内が暗く、下枝は絡み合い、生育が危ぶまれる状態である。落葉樹群もひょろ長く成長し、風倒木が目立っている。こうした見通しの悪い林内には、概して車を乗り入れてゴミを捨てていく事例が多い。植樹祭ののち活着しなかった苗木について補植は行われておらず、その部分がギャップになっている。さらに年月を経れば森林に移行していくことも考えられるが、ここ数年間でギャップに関する検討を行うべきである。植樹祭の樹種選定については、植樹祭初期のころ、苗木調達の問題から樹種数が少なかった。また活着の容易さなどにより大量の外国樹種が植栽された。しかし造成計画の趣旨に戻って郷土樹種を主体とし、さらに導入樹種を増やしていく必要がある。数千人規模で行われる植樹祭の円滑化を図るため、また植栽後の下刈における機械導入などのために植栽方法の規格化²⁾が進み、多様性に富んだ森づくりへの阻害要因になっている箇所もある。現在までの育樹は、基本的に衰弱した樹木を除去してより健全な森林状態へ導くものであるが、今後は、将来の森林像へと移行させていくために、細やかな配慮に基づいた作業形態を取り入れる必要がある。林床は、牧草や外来草本の侵入は防ぐべきである。今後、林内利用度が増すと、枯葉、枯枝、枯草の多い場所は季節によっては火災発生の危険性が高くなるが、野生動物の生息場所として重要なところでもあるため、利用計画とのバランスを考慮しなければならない。

このような森林の現状を踏まえて、「帯広の森」を「観念論ではなく、実践の場として」とらえ、「森の整備を段階的に考える」とする。「観念論ではなく、……」の意味は、「帯広の森」を育成していく過程で、

自然をより深く理解するための実践の場と位置づけて常に森から学び、市民一人一人が現実の体験を通して認識を深めていくことである。「森の整備を……」は、森林の造成には長い年月がかかり、また森林は歳月とともに変化するので、「帯広の森」の利用と整備は森林の成長にあわせて段階的に、柔軟に考えていくことを意味している。

その上で、「帯広の森」の育成と利用、施設整備、管理などの戦略目標を示したのが第4図「『帯広の森』のステージ・プラン」である。1979(昭和54)年の「第1回帯広の森ティーチイン」以来、「帯広の森」は100年の大計を要すると展望されている経過を踏まえて「帯広の森」の計画期間を100年間ととらえ、0-20年までは植樹期、20-40年は育林期、40-60年は森林形成期、60-100年は成熟期と特色づけている。植樹期は草本の繁茂が多く、火事の危険性が高いので、なるべく利用は控える。10年を過ぎるころから除間伐の必要が出てくる。育林期は樹冠がうっ閉し、林床も安定してくる。除間伐による管理を徹底し、将来の森林像へ円滑に移行するようにする。利用にあたっては、主として森林内のギャップなどの箇所でレクリエーションの利用を図る。森林形成期では、植樹祭の初期20年に植栽された箇所は多様な森林景観を呈し始める。森林の美しさが増し、林内利用者も増加する。ギャップの場所での休憩施設等が要求され始める。成熟期には森林は更新の時期を迎え、変化に富んだ景観が展開する。野生動物もその種や数を増していく。だが都市型施設拡大の圧力が森林にかかってくるのが考えられる。森林の保全と利用のバランスをうまくとれるかどうかは、植樹期、育林期、森林形成期、成熟期と展開するなかで、市民の側がどのように成長するかにかかっている。

そして、戦略的目標としてのステージ・プランのもとに、森の育成計画をたてている。どのような森林にしていくのかという問題に対して、イ) 各種のスケールでとらえる、ロ) 森林の立地条件ごとに、それぞれの立地にあった原生的自然の森を配置する、ハ) 異なった森林型の接する部分を増やす、ニ) 生物的多様性を持たせる、ホ) 林内空間の構成に変化を持たせる、の5点を挙げている。イ) 各種のスケールとは森林構成の各単位のこと、単木単位、数本の単木から成る小林分、いくつかの小林分によって構成される大林分としてのブロック、そしてブ



第4図 「帯広の森」のステージ・プラン

注1) 帯広市(1994)「帯広の森利活用計画書」より

ロックの集合体としての「帯広の森」全体に区分される。二) 生物多様性は多様な樹種構成, 豊かな林床の復元, 多様な樹齢構成を内容とする。

繰り返しになるが, 「帯広の森」の具体的計画書は「帯広の森造成計画書」(1975 (昭和50)年)と「帯広の森利活用計画書」(1994 (平成6)年)の二つである。この両者のあいだには19年の時間の経過があるが, 後者の計画書は市民運動の蓄積, 森林造成技術・管理技術の到達点と問題点, 今後の森林のサクセッションと目指すべき森林構造, 今後の森林管理の方向性などを余すところなく描き出している点で非常に冷静かつ客観的であり, 19年の経過の重みを十分に感じさせる。特に, 市民運動の発展のなかから生まれてきた「帯広の森」と十勝文化の関連性を述べている点, そしてこの点を踏まえて「帯広の森」に生物多様性の目標を与えている視点, そのために従来までの植栽樹種とその後の森林管理に少なからぬ問題があり, 今後はその修正が必要であるという認識, この認識に基づく「帯広の森」の短期的, 長期的展開方向の提示など, 「帯広の森」を推進してきた市民運動自身の真摯な反省と総括の立場から取りまとめた計画書である。「利活用計画書」のこのような方針が早速, 同年の「市民植樹祭」か

ら実行に移されたのは既述のとおりである。

(注)

- 1) 帯広の森20周年記念実行委員会 20年史編集委員会 (1995)『帯広の森—私たちと帯広の森づくり—』 pp255, 134-143ページ。この「帯広の森利活用計画」は高野ランドスケープ・プランニング(株)が取りまとめたもので, 通称「高野案」といわれている。
- 2) 「利活用計画書」のこの指摘に基づき, 一時期, 網目状格子の交点に植栽する方法ではなく, いっさい市民の自由にまかせる植栽方法を採用したが, しかしそれでは下刈などの実施が非常に不便なので, またもとの方法に戻した。

6. 市民運動の到達点

「帯広の森」の運動は当初, 帯広市のリーダーシップによって推進され, 市民の側が具体的な行動を起こすことはなかった。だが既成の市民団体を中心にした「帯広の森市民協議会」が1974 (昭和49)年5月に結成され, 広い視点を持った取り組みを行いつつ, そのなかに「帯広の森」推進を積極的に位置

づけるようになって、市民運動が一気に盛り上がった。「帯広の森市民協議会」の設立「趣意書」は、「帯広の森」造成にかける決意を次のように宣言している。

「帯広の森は、深遠な緑をたたえるとともに、市民活動と街づくりを象徴するものである。そこには、科学と芸術・労働と英知・歴史と伝統がひそかに息づき、市民ひとりひとりの未来への夢と生き甲斐が虹の架け橋となり、我々の子孫に対する期待と生きとし生けるもの凡てに対する限りない愛しみが下生えとなるような森でありたい。森は永遠の生命をもって生き続けるに違いない。それだけに森づくりの活動は息の永い、幾世代にもわたる運動と表現の持続が要求される。そして担い手である子供や若者や主婦や老人それぞれの課題を持ち、それを完成に近づける過程が帯広の歴史をつくっていくに違いない。然しながらこの運動は帯広市民だけのものであってはならない。北海道と言わず、日本と言わず、広く世界に向かって集い語らう人々の参加を呼びかけるものである。」¹⁾

ここには、「帯広の森」の基本性格が集約されている。「帯広の森」は市民運動と街づくりを象徴する文化そのものであること、その文化は市民ひとりひとりが参加してつくり上げるものであり、また帯広市民に限らず広く他地域の市民にも参加を呼びかけるものであること、子孫の世代まで続く息の長い運動であることなどが格調高く表現されている。この「趣意書」の宣言とともに「帯広の森」は市民が主役になり、行政はその後押し役にまわったといえるであろう。市民が主体になるこの趣旨は、もちろん「帯広の森市民植樹祭実行委員会」の組織原則にも継承され、「帯広の森」の運動全体に影響することとなった。「帯広の森市民協議会」以来、一貫して「帯広の森」の市民運動を中心的に担ってきた山田英和は、「市民植樹祭」開始から10年が経過した時点で市民参加の意義を次のように述べている。

「・・・私なりに思う街づくりは、手を動かし、体を使って植樹をしながら、わたしたちのまち『帯広』をつくっているということ意識の中に組み立てていこうということなのではないかと思えます。あえていい換えるならば、私達人間にとって、合理的な生活を営む目的のために、何万年にもわたってつくられてきた地球の自然の摂理をこわしながら得てきた合理性を少しづつでも地球に戻していこうという試みのひとつかも知れません。」²⁾

「帯広の森」の経緯は、市民運動のリーダー層が帯広市当局とタイアップし、地元マスコミの協力を得ながら運動を継続せしめるなかで、執拗なまでに市民に語りかけ、市民を組織し、また多くの市民が個人的な動機を内に秘めつつそれに応えてきた歴史である。そのさい、「十勝の文化を創造する」というスローガンはこの運動における最大の理念だったといえよう。この理念を市民運動に内部化することなくして「帯広の森」に関する市民運動の発展も、したがって「帯広の森」の造成そのものもあり得なかったであろう。

(注)

- 1) 帯広の森20周年記念実行委員会 20年史編纂委員会 (1995)『帯広の森—私たちと帯広の森づくり—』pp255, 56ページ。
- 2) 同1) 166ページ。1985 (昭和60) 年3月執筆。なおこの引用部分に続いて山田は、次のとおり示唆に富む文章を補っている。「これからの(1985年以降の・・・引用者) 森づくりの運動方法のひとつとして、物理的な森づくりを追求することは、当然のこととしながらも、心の森づくりも大事な運動であると思います。緑をいたわり、いつくしみ、共存することは、『平和』ということへの、日常的な営みであると私は思います・・・。」

7. 今後の課題—むすびにかえて

「帯広の森市民植樹祭」はあと数年で終了するが、そのあと市民運動つまり「帯広の森」づくりをどのように続けていくのか、この点に関する懸念はすでに1985 (昭和60) 年時点で山田英和が問題提起している¹⁾。「市民植樹祭」が終了すると、残るのは「市民育樹祭」だけになる。あるいは「育樹」の仕事だけになる。しかし「植樹」に比べて「育樹」はメモリアル的要素に乏しく、「市民育樹祭」が定着したとはいえ「市民植樹祭」の参加者よりもずっと少ないのは事実である。

このようにネガティブな要素に立ち向かい、それを克服し得る原動力は、十勝文化の創造という「帯広の森」の理念を市民運動の内部で継続的に再認識し、そして単に再認識するだけではなく、新しい理念を追加するべく努力することであろう。それは、

いままでの理念を否定するのではなく、過去を常に振り返って総括し、その上で新しい理念を獲得しようとする努力を指している。アウフヘーベン²⁾といつて良いのかもしれない。この努力を怠ると既存の理念自体がすぐに老朽化するし、理念の下に集うべき新しい担い手も参集しない。理念の継承と発展は「帯広の森」の将来性を左右する最大の課題である。

市民運動が主体になり、行政がそれを背後から支えて発展してきた「帯広の森」は、冒頭に述べたような意味で恐らくわが国でも希有な事例であるに違いない。だがこの森林づくりは、田村明がまちづくりに関して次のように述べている言葉を噛みしめるとき、単に希有なのではなく、一般論に昇華し得る普遍性を内包しているといわなければならない。田村は言う。

「理念とか理想をもたない場合には、どんなに大きな事業でも、既定路線上の機械的な実行に過ぎない。ここでいう理念や理想は抽象的なものではない。地域に密着し現場性をもっており、地域の実情のなかから必然的に生まれた理念である。」³⁾

田村はこの好著でわが国における地域づくりの事例を豊富に紹介し、各事例に共通する事実として市民参加と理念の存在を挙げているが、いずれにしても田村のいう「地域」を「帯広の森」に変えれば、そのまま本稿の問題意識に置き換えることが出来る。その意味では、「帯広の森」の実践が実は壮大な地域づくりの性格を持っていることとも関わって、理念の存在とその豊富化、そして市民運動への内部化が都市林・都市近郊林の保全一般に通じる普遍性を有しているといわなければならない。ここに「帯広の森」が単に希有な事例にとどまらず、積極的、普遍的な意義を持っている根拠がある。

ところで、そもそも市民参加の意義はどこにあるのか。文字通り多くの市民が自ら「帯広の森」造成に携わり、自ら育てた森林の成長を自分の喜びとして吸収する意義が大きい。それに加えて市民層の多様な要求を表現する意義も重要である。「帯広の森」への期待や思い入れあるいは要求は、極端に言えば市民一人一人によって異なる。その多様な要求を一つに集約するのは不可能であるとともに、また本来的には一つに集約すべきではない。いや集約してはならないのである。このように市民の自由な意志を自由に表現できる場が市民参加それ自体である。「帯広の森」の場合、市民参加におけるこのよ

うな性格はもちろん毎年の「市民植樹祭」、「市民育樹祭」を通じて再確認され、さらに折に触れて開催されたシンポジウムなど市民の声を求める行事によっても継続されてきた。今後とも多様な市民の声や要求をいかにして引き出していくか、その努力を忘れてはならない。市民要求の多様さを保証するところに、市民運動継続の鍵が潜んでいると考える。

「帯広の森」に関する従来の理念はいわゆる団塊の世代を中心としたリーダー層によって定式化され、したがって「帯広の森」の運動も団塊の世代の行動力によって牽引されてきた面が強い。しかしながら、団塊の世代ははまだ50歳前後とはいえ、「帯広の森」100年の大計を考えると、そのあとに続く世代が出来るだけ早期に理論的、実践的な指導層に成長する必要があるが、その可能性を担うのは「森の少年隊」の経験者群ではないか。その初期に入隊した人たちはすでに30歳を越えている。この世代に次代の担い手を求めることによって、「帯広の森」の息の長い運動はさしあたり次のハードルを越えることが出来るであろう。

「帯広の森」は第4図で見たように、いまだ第2段階「育林期」の前半である。100年の大計に照らしても今後、森林管理は長くかかるし、あるいは永遠のことかもしれない。植栽よりもむしろその後の森林管理のほうが、技術的にも管理組織の問題としても難しい面があると思われる。そのために森林管理、特に「市民植樹祭」が終了して以降の日常的森林管理をどのような体制で、どのように実施していくのか、これも重要な問題である。まず「帯広の森」の森林すなわち現場を恒常的に見つけて、森林内の大小の遷移を注意深く肌で感じ、必要な時には森林内での管理労働を意欲的に行う森林技術者の集団を配置する必要がある。この組織は帯広市の行政機構のなかにあってもよいし、その外部にあってもよいだろう。行政組織の内部にあるとすれば、「公園と花の課」のなかに専門家集団を置くことになろうし、外部にあるとすれば、専属的あるいは専属に近い形態の請負集団のような形がイメージされる。この技術組織の構成には、かつて「帯広の森」造成に積極的に関わった人だとか、国有林の退職者であるとか、大学や研究期間などで森林研究に携わった経験のある人など、森林管理に一定以上の知識と経験を有し、ボランティアの協力を惜しまない人たちを加えることも必要である。もちろんこの技術組織

には、人工林管理のような画一的視点ではなく、幅広い森林管理の視点を持っていることが要求される。

また森林管理の一面として、この現場管理の作業と連動しつつ、「帯広の森」の歴史と遷移（樹種、植栽、補植、保育（下刈、枝打、除伐、間伐など）、成長状況、被害状況、その他）をコンピューター管理していく技術も必要であろう。ただし複雑なソフトではなく、かなり単純化されていて、少しの研修で誰にでも操作できるソフトでなければならない。この仕事は公園と花の課が受け持つべきであろう。

いずれにしても「帯広の森」に集う市民集団と、それを背後から支える行政当局の真摯で前向きな姿勢が、新たな試練の渦中に入って行く「帯広の森」の進行方向を切り開いてゆくものと確信する。

本稿の執筆に当たっては、帯広市緑化環境部次長・北川誠司氏、同緑化環境部公園と花の課課長・末永武広氏、同課・菅雅史氏、同課・林中直樹氏、山田建設工業(株)代表取締役・山田英和氏より懇切、丁寧なご指導、ご鞭撻をいただいた。また北海道大

学農学部附属演習林の夏目俊二氏にはグラフィックの作製で、北海道大学大学院農学研究科環境資源学専攻の石原康宏氏には表の作製でそれぞれ暖かいご援助をいただいた。これらの皆様に、ここに記して衷心より深謝の意を表する次第である。

(注)

- 1) 「今や恒例となりつつある市民植樹祭が、近い将来、場所的に終わりが来た時、今までの市民参加のエネルギーをどう他の方向に転換して、森づくりの運動を続けていくのか…」(帯広の森20周年記念実行委員会 20年史編纂委員会(1995)『帯広の森—私たちと帯広の森づくり—』pp255, 166ページ所収の山田英和論文, 1985年執筆)。
- 2) Aufheben, 物事についての矛盾や対立を、より高次の段階で統一すること。
- 3) 田村明(1999)『まちづくりの実践』, 岩波新書, pp.209, 41ページ。

Summary

Obihiro, the largest city in eastern Hokkaido, has gradually purchased suburban farmland since the mid 1970s and afforested trees there to establish the Obihiro Forest. More than 90% of the area planned as forest has been already afforested, and the forest has almost been completed as it was designed at the beginning of the project. This study gave consideration to motives and processes related to the establishment of the forest and its significance as a suburban forest.

At the beginning of the 1970s, Obihiro formulated a modern garden city planning project centering on the establishment of a green belt around the downtown area. Public of Obihiro agreed with the municipal government on the project, expressing their idea that the Obihiro Forest should be a cultural symbol of the city. With this agreement between public and the municipal government, the establishment of the Obihiro Forest commenced.

Twenty-five years have now passed since the project started. During this period, many trees have been afforested and tended by a method which emphasizes public participation. Considering that the public of Obihiro have their own ideas regarding the Obihiro Forest into account and have actually afforested and tended trees, the Obihiro Forest is a typical example of a forest established with public participation.

Afforestation in the area planned as a forest, however, will be finished in several years, and activities involving the forest establishment will be limited to tending and management. In addition to such activity changes, the current leaders of public movements will be replaced by the next generation. It is necessary in social terms that new leaders involved in public movements for the Obihiro Forest will develop new ideas and manage the forest accordingly.

Key words : "Obihiro Forest", Suburban forest, Public participation, Idea, Forest culture.